

北海道地域防災計画

(地震・津波防災計画編)

平成29年5月

北海道防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 計画の基本方針	4
第5節 北海道の地形、地質及び社会的現況	1 3
第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況	1 5
第7節 北海道における地震の想定	2 3
第8節 震災に対する調査研究の推進	3 7
第2章 災害予防計画	4 0
第1節 道民の心構え	4 0
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	4 3
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	4 6
第4節 防災訓練計画	4 8
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	4 9
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	5 0
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	5 1
第8節 避難体制整備計画	5 4
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	5 8
第10節 津波災害予防計画	6 1
第11節 火災予防計画	6 4
第12節 危険物等災害予防計画	6 5
第13節 建築物等災害予防計画	6 8
第14節 土砂災害の予防計画	6 9
第15節 液状化災害予防計画	7 3
第16節 積雪・寒冷対策計画	7 4
第17節 業務継続計画の策定	7 6
第18節 複合災害に関する計画	7 8
第3章 災害応急対策計画	7 9
第1節 応急活動体制	7 9
第2節 地震、津波情報の伝達計画	9 5
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	1 1 0
第4節 災害広報計画・情報提供計画	1 1 3
第5節 避難対策計画	1 1 5
第6節 救助救出計画	1 2 2
第7節 地震火災等対策計画	1 2 3
第8節 津波災害応急対策計画	1 2 4
第9節 災害警備計画	1 2 5
第10節 交通応急対策計画	1 2 6
第11節 輸送計画	1 3 1
第12節 ヘリコプター等活用計画	1 3 3
第13節 食料供給計画	1 3 5
第14節 給水計画	1 3 7
第15節 衣料・生活必需物資供給計画	1 3 8
第16節 石油類燃料供給計画	1 4 0
第17節 生活関連施設対策計画	1 4 1
第18節 医療救護計画	1 4 3
第19節 防疫計画	1 4 6
第20節 廃棄物等処理計画	1 4 9
第21節 家庭動物等対策計画	1 5 0
第22節 文教対策計画	1 5 1
第23節 住宅対策計画	1 5 3
第24節 被災建築物安全対策計画	1 5 6
第25節 被災宅地安全対策計画	1 5 8
第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	1 6 0
第27節 障害物除去計画	1 6 2
第28節 広域応援・受援計画	1 6 3
第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	1 6 6
第30節 防災ボランティアとの連携計画	1 7 2
第31節 災害救助法の適用と実施	1 7 3

第4章	災害復旧・被災者援護計画	175
第1節	災害復旧計画	175
第2節	被災者援護計画	177
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	184
第1節	総則	184
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	185
第3節	災害対策本部等の設置等	187
第4節	地震発生時の応急対策等	188
第5節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	191
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	198
第7節	防災訓練計画	200
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	201
第9節	地域防災力の向上に関する計画	203

【参考図表】

第1	想定地震による強震動予測及び被害調査（概算）
第2	液状化予測地質図
第3	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
第4	津波被害予測（太平洋沿岸東部・中部・西部…H17～18）
第5	津波被害予測（日本海沿岸）
第6	津波被害予測（オホーツク海沿岸）
第7	太平洋沿岸の新たな津波浸水予測（H24）
第8	北海道太平洋沿岸における海岸保全施設等の設計に用いる津波の水位について（H25）
第9	日本海沿岸の津波浸水想定（H28）

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第40条の規定に基づき、北海道の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって道民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第40条の規定に基づき作成されている「北海道地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、北海道防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「北海道地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（道民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（道民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、道民等並びに道、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は道民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、道及び市町村並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任

1 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、道及び市町村の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、道、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 北海道

事 務 又 は 業 務
(1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
(2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
(3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報に関すること。
(4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。
(5) 防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。
(6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
(7) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること。
(8) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
(9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
(10) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
(11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
(12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。
(13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(14) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

2 北海道警察

事 務 又 は 業 務
(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
(2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。
(3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
(4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
(5) 危険物に対する保安対策に関すること。
(6) 広報活動に関すること。
(7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

3 北海道教育委員会

事 務 又 は 業 務
(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
(2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。
(3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。
(4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

4 市町村

事 務 又 は 業 務	
(1)	住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
(2)	地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
(3)	防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。
(4)	災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
(5)	防災に関する施設、設備の整備に関すること。
(6)	応急用食糧及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。
(7)	災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
(8)	消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。
(9)	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること。
(10)	被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
(11)	災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。
(12)	その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。
(13)	災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
(14)	被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
(15)	要配慮者の把握及び擁護に関すること。
(16)	防災ボランティアの受入れに関すること。

5 指定地方行政機関

機関名	事 務 又 は 業 務
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと。 (2) 北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局	(1) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局	事業場、工場等における災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保を図ること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保を図ること。 (3) 被災中小企業の振興を図ること。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の指導を行うこと。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導を行うこと。
北海道開発局	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (9) 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること。 (10) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (11) 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (12) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (13) 補助事業に係る指導、監督に関すること。
北海道運輸局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車運送事業の安全の確保に関すること。
東京航空局	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 (3) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。
北海道地方測量部	(1) 地理空間情報の活用に関すること。 (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。 (3) 測量等の実施に関すること。
札幌管区気象台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
第一管区海上保安本部	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 海上における人命の救助に関すること。 (4) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。 (5) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (6) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭飼養動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

6 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊北部方面隊	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社N T T ドコモ 北海道支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
K D D I 株式会社北海道 総支社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行 札幌、釧路、 函館各支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本赤十字社 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会に関すること。
日本放送協会 札幌放送局 (北海道地域拠点局)	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震・津波の情報、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
東日本高速道路株式会社 北海道支社	高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。
電源開発株式会社 東日本支店北海道事務所	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと。 (2) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整に関すること。
日本通運株式会社 札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと。

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ 株式会社S T Vラジオ	(1) 地震・津波防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 地震・津波の情報、特別警報・警報・注意報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
北海道ガス株式会社など ガス事業者	(1) ガス供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
一般社団法人北海道医師会 及び各郡市医師会	災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人北海道歯科 医師会及び各郡市区歯科 医師会	災害時における歯科医療活動を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤 師会及び支部	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人北海道獣医 師会及び支部	災害時における飼養動物の対応を行うこと。
北海道土地改良事業団体 連合会及び各土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと。 (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。

機 関 名	事 務 又 は 業 務
一般社団法人北海道バス協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道トラック協会及び各地区トラック協会	
一般社団法人北海道警備業協会及び支部	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人北海道看護協会	災害時における看護業務の支援を行うこと。
一般社団法人北海道LPガス協会	災害時におけるエルピーガス供給活動の支援を行うこと。
一般社団法人北海道建設業協会	災害時における応急対策業務を行うこと。
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 市町村社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。
ハートランドフェリー株式会社などフェリー会社	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送についての支援を行うこと。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 保険金や共済金支払いの手続きを行うこと。
商工会議所 商工会	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院 診療所	災害時における医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと。
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
電気通信事業者	災害時の電気通信の確保について関係機関の支援を行うこと。

第3 道民及び民間事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、道民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する道民運動を展開するものとする。

1 道民の責務

道民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 避難の方法(避難路、避難場所等)及び家族との連絡方法の確認
- ② 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- ③ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- ④ 隣近所との相互協力関係のかん養
- ⑤ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑥ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑦ 要配慮者への配慮
- ⑧ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ① 地域における被災状況の把握
- ② 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③ 初期消火活動等の応急対策
- ④ 避難場所での自主的活動
- ⑤ 道・市町村・防災関係機関の活動への協力
- ⑥ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、道民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ① 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災体制の整備
- ③ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④ 予想被害からの復旧計画策定
- ⑤ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑦ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ① 事業所の被災状況の把握
- ② 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③ 施設利用者の避難誘導
- ④ 従業員及び施設利用者の救助
- ⑤ 初期消火活動等の応急対策
- ⑥ 事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 道民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- ① 市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- ② 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村との連携に努めるものとする。
- ③ 市町村防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- ④ 市町村は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 道民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する道民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、道民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く道民の参加を呼びかけるものとする。

第5節 北海道の地形、地質及び社会的現況

第1 位置及び面積

本道は、わが国の最北部、東経139度20分～148度53分、北緯41度21分～45度33分（北方領土を含む）に位置し、本州とは津軽海峡によって隔てられている。西は日本海、北東はオホーツク海、南東は太平洋の3海域に囲まれており、海岸線距離は4,377kmに達する。北海道本島その他、西には奥尻、利尻、礼文などの島々、東には国後、択捉など北方領土の島々があり、面積は83,452km²である。地質学的には本道は、南北性の東北日本弧と北東－南西方向の千島弧が会合する位置にあたる。また、中央部を構成する地質構造の一部はサハリンに延長している。

第2 地形の概要

本道の中央部には、襟裳岬から宗谷岬まで、ほぼ南北に伸びる稜線を持つ山地や丘陵地からなる山地帯が分布し、本道の背骨にもたとえられている。この山地帯は、南北に2列に並行して伸び、東列には南から日高山脈、北見山地が分布し、西列には南から夕張山地、天塩山地、宗谷丘陵が分布する。山地帯の2列の山地の間には、南から富良野盆地、上川盆地、名寄盆地などが分布し、細長い凹地帯を形成している。

山地帯の中央には、大雪火山群をのせる石狩山地が位置している。大雪火山群は、南北に連なる山系に直交するような千島火山弧の西方延長部であり、北東－南西方向に雁行配列をしながら、阿寒－知床火山列の火山山地に連なる。

山地帯の西側北部には、天塩平野、南部には石狩平野などの低地帯が広がる。石狩平野の西側は札幌から積丹半島につながる山地や渡島半島の軸となっている山地と、小規模な丘陵、山間盆地、海岸平野が火山地形と混在している。小樽から積丹半島、渡島半島西岸は、断崖を形成する岩石海岸が続いている。また、渡島半島には黒松内、長万部、八雲、森、函館を結ぶ低地帯がある。

積丹半島以北の日本海には広く大陸棚が発達するが、積丹半島以南の渡島半島西側海域の大陸棚は狭い。大陸棚の西側には、海盆や海山がほぼ南北に配列して複雑な海底地形となっている。最も西側に忍路海山、海洋海山、奥尻島と連なる奥尻海嶺が分布し、さらに西側には日本海盆が広がる。「昭和58年（1983年）日本海中部地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」のような大地震の発生は、この海域にユーラシアプレートと北米プレートの境界があり、両プレートが押し合うことによるとみられている。

山地帯の東側は、中央を北東－南西方向に阿寒－知床火山列の火山山地が走り、その南側には白糠丘陵を挟んで、十勝平野、釧路平野そして根釧台地と広大な平野や台地が発達する。北側には斜里平野、藻琴原野などの平野が分布するが、南側と比較すると小規模である。知床半島が火山山地からなり急峻な地形を持つのに対し、根室半島は白亜紀の堆積岩からなり平坦な地形となっている。太平洋岸、根室海峡、オホーツク沿岸には、厚岸湖、風蓮湖、濤沸湖など大小の海跡湖が分布している。

オホーツク海側の海底地形は、全体として単調であるが、網走沖や斜里沖には海底谷や北見大和堆が分布し、やや複雑になっている。大陸棚の面積は広大である。

太平洋側の海底地形は、海岸線にほぼ平行な海底斜面が、太平洋プレートのオホーツクプレートへの沈み込み帯となっている、千島－カムチャッカ海溝まで続いている。プレートの沈み込み帯では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」などのような大規模な地震が発生している。

また、「平成5年（1993年）釧路沖地震」や「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」は、海洋プレート内のプレート破断型地震ではないかとみられている。釧路沖には海底斜面を切り海溝底まで続く全長190km、日本最大の釧路海底谷が発達している。

第3 地質の概要

本道の中央部山地帯は、地質的にはユーラシアプレートと北米プレートのかつての接合部と考えられており、南北の帯状配列を示す複雑な地質帯が分布する。日高山脈には、高温型の日高変成岩類・深成岩類、夕張山地や天塩山地には、蛇紋岩体・高圧型の神居古潭変成岩類が分布し、これらの地質体の一部は北方のサハリンへと連なる。山地帯の西側では、白亜紀層や優秀な炭層を含む古第三紀層、新第三紀層が、複雑な褶曲構造をつくりながら分布し

ている。西側南部には第四紀層が厚く堆積する石狩平野や勇払平野などの石狩低地帯が発達する。

石狩低地帯の西側は、地質的に東北日本弧の北の延長部である。中生代の堆積岩や白亜紀の花こう岩類を基盤として、古第三紀末から第四紀にかけての火山岩類と堆積岩類が主に分布している。特に新第三紀中期中新世～鮮新世前半の海底火山活動は、積丹半島や渡島半島など日本海側の断崖にみられる、膨大な安山岩質のハイアロクラスタイトをもたらした。

第四紀更新世の後半には、洞爺、支笏、倶多楽をはじめとする火山は激しい火山活動を行い、現在、湖となっているカルデラを形成した。周辺には厚い火砕流堆積物が分布している。

山地帯の中央に位置する石狩山地の大雪、十勝の火山群は第四紀に活動し、多量の火砕流堆積物をもたらした。美瑛～富良野地域や十勝平野では火砕流台地が発達し、溶結凝灰岩は層雲峡などで奇観を呈している。これら火山群は千島火山弧の西方延長部であり、北東－南西方向に雁行配列をしながら、阿寒－知床火山列に連なって、中央部山地帯の東側を南北に分けている。阿寒－知床火山列は、新第三紀の堆積岩類や火山岩類の土台の上に第四紀の火山がのる分布を示している。

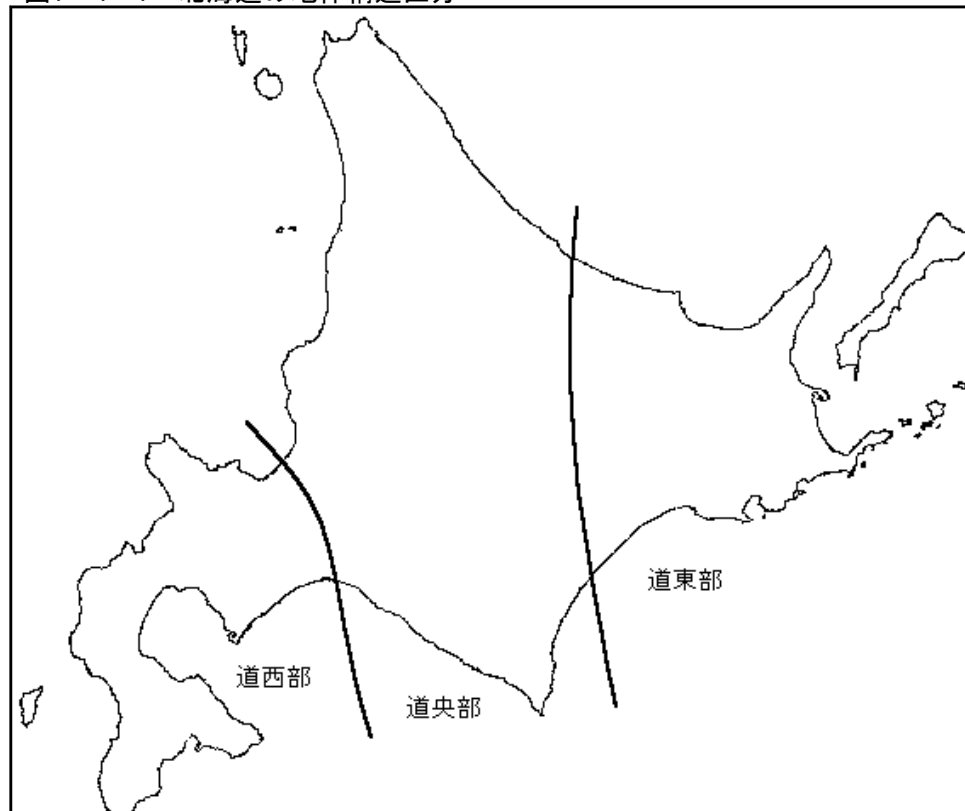
中央部山地帯の東側北部では、白亜紀～古第三紀の地層を火砕岩や平坦面溶岩を主とする、新第三紀の地層が覆っている。東側南部では、白亜紀～釧路炭田の炭層を含む古第三紀層が、地域で最も古い地層として根室半島～釧路海岸と白糠丘陵に分布する。十勝平野は新第三紀～第四紀の堆積盆である。

第四紀更新世中～後期以降の屈斜路、阿寒、摩周の激しい火山活動は、現在湖となっているカルデラを形成し、多量の火砕流堆積物を根釧台地や網走地域にもたらした。

本道の活断層は、主に平野や低地帯、平野や低地帯と山地や丘陵地の境界に見られ、渡島半島の低地帯、石狩低地帯とその周辺、十勝平野、富良野盆地そして知床半島やその基部に集中して分布している。また、宗谷丘陵に分布する活断層も最近頻発しているサハリンの地震との関連で注目されている。

地震などに対して軟弱な地盤の泥炭地は、石狩川や天塩川、東部の釧路川などの下流域に広く分布し、本道で泥炭地の占める面積は約2,000km²に達している。

図1-4-1 北海道の地体構造区分



第6節 北海道及びその周辺における地震、津波の発生状況

第1 北海道の被害地震

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）の三陸はるか沖地震以来、約390年間に100回以上発生しており、昭和20年以降においても、1952年（昭和27年）の十勝沖の地震、「1968年十勝沖地震」、1960年（昭和35年）の「チリ地震津波」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」、「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」、「平成15年（2003年）十勝沖地震」と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。

特に、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。

なお、過去に発生した各地域の主な被害地震は表1-5-1のとおりである。

表1-5-1 過去に発生した各地域の主な被害地震

地域	発生年月日 地震災害名	震 源	規 模	最 大 震 度 ()現地調査等による	被 害 状 況
太平洋沿岸	昭和27年3月4日 (1952) (十勝沖の地震)	十勝沖 N 41° 42' E144° 09' H 54km	8.2	(6 池田、浦幌、豊頃、 幕別、大津、音別、 厚真) 5 浦河、帯広、釧路	太平洋沿岸一帯に大被害、 大津波 (流水の遡上に伴う被害含む) 死者28、不明者5、 負傷者287、 家屋全壊815、流失91、 半壊1,324
	昭和43年5月16日 (1968) 「1968年十勝沖地震」	青森県東方沖 N 40° 42' E143° 36' H 0	7.9	5 浦河、苫小牧、 広尾、函館	南西部地方を中心に被害、 津波 死者2、負傷者133 住家全壊110、半壊405
	昭和48年6月17日 (1973) 「1973年6月17日根室半島沖地震」	根室半島南東沖 N 43° 04' E145° 58' H 44	7.4	5 釧路、根室	釧路、根室地方に被害、津波 負傷者28 住家全壊2、半壊1
	昭和57年3月21日 (1982) 「昭和57年（1982年）浦河沖地震」	浦河沖 N 42° 04' E142° 36' H 40	7.1	6 浦河	日高地方沿岸を中心に被害、 小津波 負傷者167 住家全壊13、半壊28
	平成5年1月15日 (1993) 「平成5年（1993年）釧路沖地震」	釧路沖 N 42° 55' E144° 21' H 101	7.5	6 釧路	釧路地方に被害 死者2、負傷者966 住家全壊53、半壊254
	平成6年10月4日 (1994) 「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」	北海道東方沖 N 43° 23' E147° 40' H 28	8.2	6 釧路、厚岸	釧路、根室地方に被害 負傷者436 住家全壊61、半壊348
	平成15年9月26日 (2003) 「平成15年（2003年）十勝沖地震」	十勝沖 N 41° 47' E144° 05' H 45	8.0	6弱 新冠、新ひだか、浦河 鹿追、幕別、豊頃 忠類、釧路町、厚岸	太平洋沿岸一帯に被害 不明者2、負傷者 847 住家全壊116、半壊368

太平洋沿岸	平成16年11月29日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 57' E145° 17' H 48	7.1	5強 弟子屈、釧路町、別海 5弱 新冠、新ひだか、更別、 釧路、厚岸	釧路、根室、十勝地方に被害、津波 負傷者 52 住家全壊 1、一部破損 4
	平成16年12月6日 (2004) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 51' E145° 21' H 46	6.9	5強 厚岸 5弱 更別、弟子屈、釧路町、 別海	釧路、根室地方に被害 負傷者 12
	平成17年1月18日 (2005) (釧路沖の地震)	釧路沖 N 42° 53' E145° 00' H 50	6.4	5強 厚岸 5弱 別海	負傷者 1
	平成23年3月11日 (2011) 「平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖 地震」	三陸沖 N 38° 06' E142° 52' H24	9.0	4 新冠、函館、浦幌、大樹、南幌、帯広、 長沼、新篠津、音更、むかわ、北斗、釧路、 上ノ国、岩見沢、千歳、様似、厚真、平取、 更別、中富良野、新ひだか、浦河、白糠、苫 小牧、鹿追、知内、芽室、池田	太平洋沿岸を中心に被害、 津波 死者1、負傷者3 住家半壊4、一部破損7
	平成28年6月16日 (2016) (内浦湾の地震)	内浦湾 N 41.57 E140.59 H 11	5.3	6弱 函館 4 七飯、鹿部	負傷者 1 住家一部損壊3
日本海側	天保5年2月9日 (1834) (石狩川河口付近)	石狩湾 N 43° 18' E141° 24' H 0	6.4	6 石狩川河口付近 (推定) 5 札幌市の一部 (推定)	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
	大正7年5月26日 (1918) (留萌沖の地震)	北海道西方沖 N 44° 12' E141° 36' H 10	5.8	(5 鬼鹿、幌延)	留萌郡鬼鹿村に小被害
	昭和15年8月2日 (1940) (北海道西方沖の 地震)	北海道西方沖 N 44° 22' E139° 49' H 0	7.5	4 羽幌 (留萌、幌延、苫小牧、 岩内、乙部、神恵内、 南尻別、俱知安、京極、 八雲、徳舜別)	天塩、羽幌、苫前を中心に被害、津波 死者10 住家全壊26、半壊7
	昭和58年5月26日 (1983) 「昭和58年(1983年) 日本海中部地震」	秋田県沖 N 40° 22' E139° 04' H 14	7.7	4 森、江差	檜山特に奥尻に被害、大津波 死者4、負傷者24 住家全壊5、半壊16
内陸	平成5年7月12日 (1993) 「平成5年(1993年) 北海道南西沖地震」	北海道南西沖 N 42° 47' E139° 11' H 35	7.8	(6 奥尻) 5 小樽、寿都、江差	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28 負傷者323、 住家全壊601、半壊408
	昭和34年1月31日 (1959) (弟子屈地震)	釧路地方中南部 N 43° 23' E144° 22' H 10	6.3	(5 阿寒湖畔、上御卒別) 4 釧路	弟子屈、阿寒を中心に被害 澱粉工場倒壊1、住家全壊2、 住家半壊1、一部損壊

内 陸	昭和62年1月14日 (1987) (十勝地方南部の地震)	十勝地方南部 N 42° 32' E142° 56' H 119	6.6	5 釧路	胆振、十勝、釧路を中心に被害 負傷者7 住家一部損壊 1
	平成7年5月23日 (1995) (空知地方中部の地震)	空知地方中部 N 43° 39' E141° 43' H 16	5.9	5 北竜	空知、留萌地方を中心に被害 負傷者4、住家一部破損59
	平成16年12月14日 (2004) (留萌地方南部の地震)	留萌地方南部 N 44° 05' E141° 42' H 9	6.1	5強 苫前 5弱 羽幌	留萌地方を中心に被害 負傷者 8、 住家一部破損 165
遠 地	昭和35年5月23日 (1960) 「チリ地震津波」	南米チリ沖 S 38° 24' W 73° 68' H 25 (米国地質調査による)	8.5	—	太平洋沿岸一帯に被害、大津波 死者8、不明者7、 負傷者15、全壊38、流出158、 半壊82

注)「震源」欄の記号は、N (北緯)、E (東経)、S (南緯)、W (西経)、H (震源の深さ(Km)) を表す。

「規模」欄の数値は、M (マグニチュード) を表す。

「チリ地震津波」の震源要素は米国地質調査所による。

※地震災害名の「」は気象庁により命名された地震を表す。

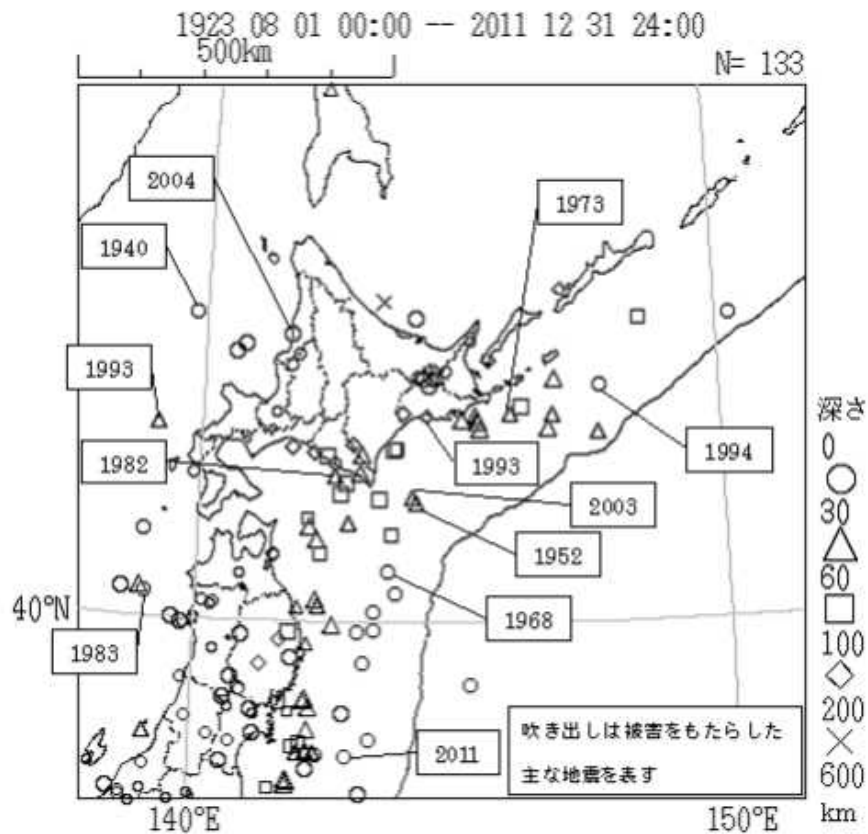
第2 被害地震の震央分布

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、図1-5-1のとおりである。

なお、このほかに、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

図1-5-1

北海道に被害をもたらした地震の震央分布図（1923年1月1日～2011年※）



※震源は気象庁の震源カタログが整備されている1923年1月1日以降とした。また、被害は理科年表および総務省消防庁によった。

第3 既往地震における道内各（総合）振興局地域の最大震度

北海道に被害をもたらした地震のうち、各（総合）振興局地域で震度5以上を観測、又は推定された市町村とその震度は、表1-5-2のとおりである。

道内では、これまでに震度7を観測した記録はなく、震度6が最高である。胆振、日高、渡島、檜山、十勝、釧路、根室（総合）振興局の一部地域及び石狩川河口付近において、平成5年(1993年)北海道南西沖地震、昭和57年(1982年)浦河沖地震、平成15年(2003年)十勝沖地震、平成5年(1993年)釧路沖地震、平成6年(1994年)北海道東方沖地震、国後島付近の地震、内浦湾の地震及び石狩川河口付近の地震により震度6を経験している。

最大震度（震度5, 6）は気象庁の観測値を基本的に採用したが、各（総合）振興局地域において震度6、または、震度5の観測値がない場合には、現地調査、聞き取り調査等により推定した値も適宜採用した。

表1-5-2 既往地震による（総合）振興局別最大震度

(総合) 振興局名	最 大 震 度	
	[地点:地震名又は震央名(発生年)]	
空 知	5	北竜 : 空知支庁中部 (1995)
	5 弱	岩見沢、南幌、長沼、栗山 : 十勝沖 (2003)
石 狩	6	(震央付近) : 石狩川河口付近 (1834)
	5 弱	新篠津 : 十勝沖 (2003)
後 志	5	寿都、小樽 : 北海道南西沖 (1993)
胆 振	6	(厚真) : 十勝沖 (1952)
	5	苫小牧 : 十勝沖 (1968)
	5 弱	壮瞥町 : 胆振地方西部 (2000)
	5 弱	厚真 : 十勝沖 (2003)
	5 弱	苫小牧 : 十勝沖 (2003)
	5 弱	安平 : 十勝地方中部 (2013)
	5 弱	白老 : 石狩地方南部 (2014)
日 高	6	浦河 : 浦河沖 (1982)
	6 弱	浦河、新冠、静内 : 十勝沖 (2003)
	5 強	新ひだか町 : 日高地方中部 (2011)
	5 弱	厚真、新ひだか : 十勝沖 (2003)
	5 弱	浦河、新冠、様似 : 浦河沖 (2016)
渡 島	6 弱	函館 : 内浦湾 (2016)
檜 山	6	(奥尻) : 北海道南西沖 (1993)
	5	江差 : 北海道南西沖 (1993)
上 川	5 弱	中富良野 : 十勝沖 (2003)
留 萌	5 強	苫前 : 留萌地方南部 (2004)
	5 弱	羽幌 : 留萌地方南部 (2004)
林-ツク	5 弱	清里、北見、訓子府 : 十勝沖 (2003)

十 勝	6 弱	豊頃、鹿追、幕別、忠類：十勝沖（2003）
	5	帯広、本別、広尾：十勝地方南部（1970）
	5	帯広、広尾：釧路沖（1993）
	5	足寄、広尾：北海道東方沖（1994）
	5 強	足寄、帯広、本別、更別、広尾：十勝沖（2003）
	5 強	浦幌：十勝地方南部（2013）
	5 弱	上士幌、音更、清水、芽室、忠類：十勝沖（2003）
	5 弱	帯広、音更、清水、幕別、池田、豊頃、本別、新得、大樹：十勝地方南部（2013）
釧 路	6	釧路市、厚岸：北海道東方沖（1994）
	6 弱	釧路町、厚岸：十勝沖（2003）
	5 強	弟子屈、釧路町：釧路沖（2004）
	5 弱	弟子屈、釧路町、厚岸、標茶、白糠：十勝地方南部（2013）
根 室	6	（別海）：国後島付近（1907）
	5	根室、中標津、羅臼：根室半島南東沖（1973）、北海道東方沖（1994）
	5 強	別海：十勝沖（2003）、釧路沖（2004）
	5 強	根室：十勝地方南部（2013）

（注） 震度は気象庁震度観測点の観測によるが、括弧付地点は聞き取り調査等による。
市町村ごとに、最大震度を記録した直近の地震を掲載。

第4 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高

北海道における（総合）振興局別の沿岸市町村における最大波高は、表1-5-3のとおりである。道内のこれまでの遡上高の最大は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」による奥尻町の30.6mである。このほか、1933年三陸沖地震によるえりも町の14.2mや1952年の十勝沖地震による釧路町の6.5mなどがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸（十勝～根室）において約500年間隔で発生する巨大地震（以下「500年間隔地震」という。）が明らかにされた。500年間隔地震は、津波の最大波高が10m～15m、海岸から2～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去約6,500年間に10数回の発生が確認されている。

表1-5-3 (総合) 振興局別津波最大波高 (単位m)

太 平 洋 側						
(総合) 振興局	1933年 三陸沖 M8. 1	1952年 十勝沖 M8. 2	1960年 チリ地震 M8. 5	1968年 十勝沖 M7. 9	1973年 根室半島沖 M7. 4	1994年 北海道東方沖 M8. 2
根 室	根室市 1.2	根室市 3.1	根室市 3.2		根室市 6.0	根室市 1.7
釧 路	音別町 1.8	釧路町 6.5	浜中町 4.3	浜中町 2.0	浜中町 4.5	浜中町 1.1
十 勝	広尾町 6.0	大樹町 3.3	豊頃町 4.0	大樹町 2.7		広尾町 1.6
			広尾町	広尾町		
日 高	えりも町14.2	様似町 3.3	様似町 5.0	様似町 4.5		
胆 振	登別市 1.5		厚真町 3.0			
			白老町			
渡 島	長万部町 1.8		知内町 3.2			
	砂原町					
(総合) 振興局	2003年 十勝沖地震 M8. 0	2011年 東北地方太 平洋沖 M9. 0				
根 室	根室市 1.4	根室市 3.2				
釧 路	厚岸町 4.4	釧路市 2.8				
		白糠町 2.5				
十 勝	広尾町 4.1	浦幌町 3.9				
	大樹町 3.2	豊頃町 4.3				
		広尾町 4.0				
日 高	えりも町 3.9	えりも町4.1				
		浦河町 2.9				
		新冠町 2.0				
胆 振	苫小牧市 1.1	むかわ町3.1				
		苫小牧市3.5				
		室蘭市 1.5				
		洞爺湖町2.5				
		豊浦町 3.3				
渡 島		長万部町2.5				
		函館市 2.5				

日 本 海 側							
(総合) 振興局	1940年 積丹半島沖 M7.5	1983年 日本海中部 M7.7	1993年 北海道南西沖 M7.8				
渡 島	松前町 1.5	松前町 3.8	松前町 2.4				
檜 山	奥尻町 1.8	奥尻町 5.1	奥尻町 30.6				
後 志	積丹町 2.7	積丹町 3.2	島牧村 8.6				
	岩内町						
石 狩	石狩町 2.4	浜益村 1.1	浜益村 1.9				
留 萌	苫前町 3.0	小平町 1.0	羽幌町 1.5				
	天塩町						
宗 谷	利尻町 3.0	礼文町 2.0	利尻富士町2.0				

(注1) 最大波高は現地調査による浸水高で、1m以上に限る。

(注2) 東北地方太平洋沖地震の数値は、今後変更される場合がある。

第7節 北海道における地震の想定

第1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道での想定地震は表1-6-1及び図1となり、概要は以下のとおりである。

今後、地震動による被害についての詳細な想定を行うものとする。

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)および択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価がなされ、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM(マグニチュード：以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

①三陸沖北部(T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9(1968年十勝沖地震)、1994年M7.6(三陸はるか沖地震)の地震が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

②十勝沖(T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発するアスペリティは殆ど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は0.5～3%とされている。

③根室沖(T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年6月13日根室半島沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「平成15年(2003年)十勝沖地震」では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は50%程度とされている。

④色丹島沖(T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は50%程度とされている。

⑤択捉島沖(T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料が少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60～70%程度とされている。

(2) 500年間隔地震(T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震(「500年間隔地震」)についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられてい

る。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(3) 日本海東縁部(T7～T10)

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

①北海道南西沖(T7)

北海道南西沖では、1993年にM7.8の地震が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

②積丹半島沖(T8)

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

③留萌沖(T9)

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

④北海道北西沖(T10)

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物(タービダイト)の解析から3,900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

(4) プレート内のやや深い地震(P1～P3)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M.8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返して発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、

①釧路沖(P1)

②厚岸直下(P2)

③日高中部(P3)

を想定する。

2 内陸型地震

(1) 活断層帯(N1～N11)

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を公表しているのは、以下の11の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い(20km以浅)逆断層型の地震が想定される。

①石狩低地東縁断層帯主部(N1)

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

②サロベツ断層帯(N2)

サロベツ断層帯は、豊富町から天塩町にかけての断層および伏在断層からなる。地震断層は東傾斜の低角逆断層で、全体としてM7.6程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大4%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。より北方の稚内市付近にまで変動が及んでいるという指摘もある。

③黒松内低地断層帯(N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

④当別断層(N4)

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑤函館平野西縁断層帯(N5)

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑥増毛山地東縁断層帯(N6)

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑦十勝平野断層帯(N7)

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

⑧富良野断層帯(N8)

富良野断層帯は、富良野盆地の東部および西部山麓に分布する活断層からなる。それぞれ東および西傾斜の逆断層であり、M7.2程度の地震の発生が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.03%である。

⑨標津断層帯(N9)

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

⑩石狩低地東縁断層帯南部(N10)

石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

⑪沼田-砂川付近の断層帯(N11)

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層でM7.5程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。

(2) 札幌市直下の伏在断層(F1)

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して3つの伏在活断層が想定されている（札幌市地震被害想定委員会）。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯M7.5、月寒断層M7.3、西札幌断層M6.7の地震が想定されている。

(3) 既往の内陸地震(E1～E3)

①弟子屈地域(E1)

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも1938年M6.0、1959年M6.2、1959年M6.1及び1967年M6.5の地震があり被害を出している。

②浦河周辺(E2)

浦河周辺では、M6～7クラスの様々なタイプの地震が頻発し被害を受けている。1982年浦河沖M7.1とメカニズムが類似した地震は1930年代にも発生している（1931年M6.8）ことから、繰り返している可能性がある。

③道北地域(E3)

道北地域は、留萌地方から上川北部・宗谷地方にかけての定常的な地震活動が活発な地域である。この地域では1874年M6.5が発生するなどM6かこれよりやや小さい地震が発生している。

(4) 網走・紋別沖(A1～A2)

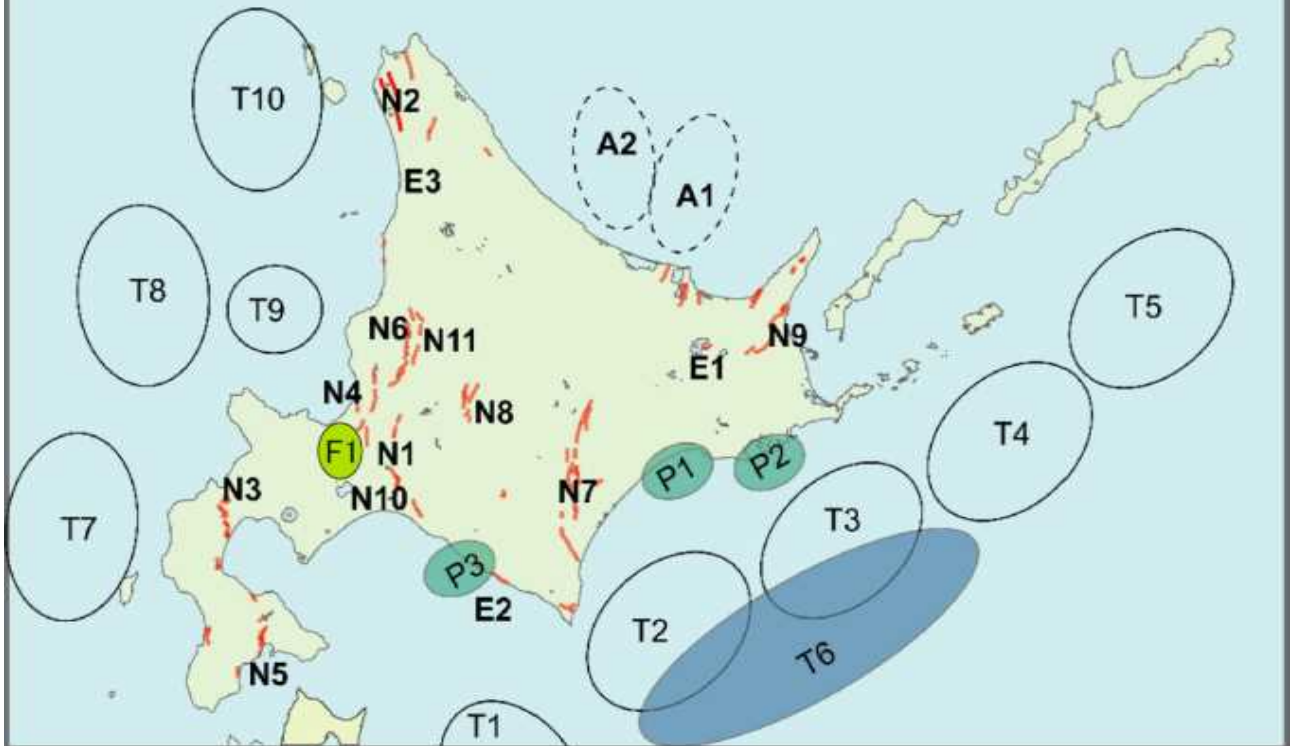
オホーツク海の網走沖(A1)及び紋別沖(A2)には海底活断層が知られている。網走沖の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約60km、東傾斜の逆断層と推定される。一方、紋別沖は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約70kmで同じく東傾斜の逆断層と考えられる。

表1-6-1

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

*断層モデルを公表している機関，地震本部：地震調査研究推進本部，中防：中央防災会議。

図1 想定される地震



3 その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、表1-6-2のとおり。

表1-6-2 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニ チュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ0～1 %	ほぼ0～2 %	ほぼ0～3 %	13000年 －17000年	14000年前 以後
黒松内低地断層帯	7.3程度 以上	2～5% 以下	3～9% 以下	7～20% 以下	3600年-5000 年程度以上	約5900年前 －4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～ 0.002%	1000年-2000 年程度	1739年前 －1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以 上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年－ 15000年程度	約11000年前 －2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼 田－砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以 上	不明
同 (沼田－砂川付近 の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯 (西部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.03%	ほぼ0～ 0.05%	ほぼ0～ 0.1%	4000年程度	2世紀 －1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～ 0.01%	ほぼ0～ 0.02%	ほぼ0～ 0.05%	9000年－ 22000年程度	約4300年前 －2400年前
十勝平野断層帯 (主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年－ 22000年程度	不明
同 (光地園断層)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年－ 21000年程度	約21000年前 以後に2回
標津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年 －8000年	約5100年前以後

(注) 平成29年1月1日現在

【海溝型地震】

領域又は地震名		地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率			平均発生 間 隔	最新発生 時 期
				10年以内	30年以内	50年以内		
千島 海溝沿い	択捉島沖	8.1前後		20%程度	70%程度	90%程度	72.2年	53.2年前
	色丹島沖	7.8前後		20%程度	60%程度	80～90%	72.2年	47.4年前
	根室沖	7.9程度	連動 8.3程 度	10～20%	60%程度	80～90%	72.2年	43.5年前
	十勝沖	8.1前後		ほぼ0～ 0.01%	2～7%	30～40%	72.2年	13.3年前
三陸く 房総沖	東北地方太平洋沖型	Mw8.4～9.0		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	600年程度	5.8年前
	三陸沖北部から房総沖の海溝寄り(津波地震)	Mt8.6-9.0前後		9%程度	30%程度	40%程度	103年	—
	三陸沖北部	8.0前後 Mt8.2前後	ほぼ0～2%	3～20%	60%程度	約97.0年	48.6年前	
	宮城県沖	7.4前後		不明	不明	不明	—	—
日本海 東縁部	北海道北西沖の地震	7.8程度		0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%	3900年程度	約2100年前
	北海道西方沖の地震	7.5前後		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～ 3900年程度	76.4年前
	北海道南西沖の地震	7.8前後		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	23.5年前
	青森県西方沖の地震	7.7前後		ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～ 1400年程度	33.6年前

(注) 平成29年1月1日現在

第2 北海道における想定地震津波

1 基本的な考え方

北海道は、1993年の北海道南西沖地震や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。

2 北海道太平洋沿岸の地震

(1) 津波浸水予測の実施

北海道太平洋沿岸地域の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波は、北海道の太平洋沿岸地域を中心に広範囲に影響を及ぼすものであることから、平成17～18年度に表1-6-3に示す北海道に影響の大きい地震津波について、中央防災会議の専門調査会で検討された断層パラメータを用いて、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。

平成17年度には太平洋沿岸中部・東部地区（日高振興局管内から根室振興局管内に至る沿岸市町）、平成18年度には太平洋沿岸西部地区（渡島総合振興局管内から胆振総合振興局管内に至る沿岸市町）の調査を行った。

その後、東日本大震災を踏まえ、あらゆる可能性を踏まえた最大クラスの津波の想定に取り組むこととし、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水予測を行った。

津波の想定において設定した津波波源モデルの断層配置図及び断層パラメータについては図2及び表1-6-4のとおりである。

この新たな津波浸水予測の詳細は参考図7-1-1～7-1-13に示すとおりである。

なお、今後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定」としての見直しを検討するとともに、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。

表1-6-3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る想定地震津波

地震名	規模	調査対象地区	
		太平洋沿岸中部・東部	太平洋沿岸西部
色丹島沖の地震	Mw 8.3	○	
根室沖・釧路沖の地震	Mw 8.3	○	
十勝沖・釧路沖の地震	Mw 8.2	○	○
500年間隔地震	Mw 8.6	◎	◎
三陸沖北部の地震	Mw 8.4	○	◎

注1) 調査対象地区の◎印は、すべての地域で計算を行ったもの、○印は影響の大きい一部地域について計算を行ったもの。

注2) 太平洋沿岸西部地区については、このほか日本海側の津波についても計算対象としている。

図2 断層配置図

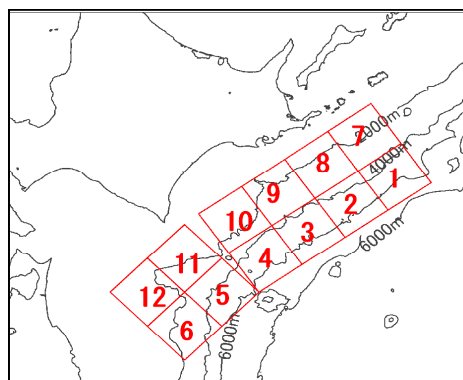


表1-6-4 断層パラメータ

ID	深さ (m)	走向角 (°)	傾斜角 (°)	すべり角 (°)	断層長さ (m)	断層幅 (m)	すべり量 (m)	Mw	Mw (合計)
1	5000	235	10	90	70000	70000	35	8.4	9.1
2	5000	235	10	90	70000	70000	35	8.4	
3	5000	235	10	90	70000	70000	35	8.4	
4	5000	235	10	90	70000	70000	35	8.4	
5	5000	225	10	90	70000	70000	35	8.4	
6	5000	225	10	90	70000	70000	35	8.4	
7	17000	235	20	90	70000	70000	30	8.4	
8	17000	235	20	90	70000	70000	30	8.4	
9	17000	235	20	90	70000	70000	30	8.4	
10	17000	235	20	90	70000	70000	30	8.4	
11	17000	225	20	90	70000	70000	30	8.4	
12	17000	225	20	90	70000	70000	30	8.4	

(2) 津波浸水予測・被害想定結果（平成17年度・18年度）

太平洋沿岸における津波被害想定については、今後、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定」の見直しも含め、検討を進めていく予定であるが、平成17年度及び平成18年度に設定した津波浸水予測に基づく太平洋沿岸各地区の被害想定を、次のとおり行っている。なお、詳細は、参考図4-1-1～20に示す。

ア 色丹島沖の地震

根室市の納沙布岬よりも南側の海岸で2～4m程度の津波の高さになり、最大遡上高は5mを超える場所もある。また、この地区で津波到達時間（地震発生から津波第一波のピークが海岸に達するまでの時間とし、津波による水位変動がある時点までの時間とする気象庁の用語法とは異なる。）は早い場所で30分強となり、20cm以上の水位変動が生じる影響開始時間は、波源に近い歯舞、落石付近で30分より早い。

人的被害（死者数）は、避難意識が低い場合には20人～40人、避難意識が高い場合には数人となる。建物被害は、標津町で全壊被害が発生するが他の市町では半壊以下の被害となる。

イ 根室沖・釧路沖の地震

浜中町～根室市にかけては500年間隔地震に次いで水位が高くなり、海岸における津波水位は5m前後に達する。最大遡上高は根室市で7m前後に達する場所もある。津波到達時間は、厚岸町で20分強の場所があり、影響開始時間は浜中町と厚岸町の境付近で10分程度となる。人的被害は、避難意識が低い場合、全体で240人～320人の死者が発生する。避難意識が高い場合、夏の昼のケースでは10分の1程度に死者数が減少する。建物被害は、230棟～300棟程度の全壊が生じる。都市部の釧路市、根室市での被害が大きい。

ウ 十勝沖・釧路沖の地震

厚岸町の海岸で津波水位が5m前後になる場所があり、最大遡上高は、厚岸町、豊頃町、大樹町で5mを超える場所がある。新ひだか町（旧三石町）より東側では津波到達時間が30分未満となり、早い場所では20分強となる。影響開始時間は、様似町、えりも町、広尾町で10分未満となるが、これは波源域付近で強い押し波が予測されたものである。渡島・胆振支庁で

は、津波水位、最大遡上高とも3m未満で、津波到達時間は函館市の一部を除き1時間超となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果が無い場合には全体で380人～570人の死者が発生し、特に釧路市で被害が大きい。避難意識が高い場合、夏の昼のケースでは8分の1程度に死者数が減少する。建物被害は、全体で400棟～450棟弱の全壊が生じ、特に釧路市では150棟～180棟弱の全壊被害となる。

エ 500年間隔地震

根室振興局管内では、根室市の納沙布岬よりも南側の海岸で5mを超える津波の高さになり、最大遡上高は9mを超える場所もある。また、この地区で津波到達時間は30分以下となり、影響開始時間は20分より早い場所もある。釧路総合振興局管内から十勝総合振興局管内にかけては、釧路港などの一部を除いてほとんどの海岸で5m～10mの最大水位となり、釧路町昆布森など一部では15m前後の津波になる場所もある。最大遡上高も、釧路町、豊頃町で15mを超える場所がある。津波到達時間が最も早いのは浜中町と厚岸町の境付近及び釧路町で、30分よりも早く、また、影響開始時間も9～10分程度になる。日高振興局管内では、えりも町でもっとも津波水位が高くなり、襟裳岬では20mを超える。様似町、浦河町でも5mを超えるが、新ひだか町（旧三石町）以西では他の想定地震と同程度の影響となる。津波到達時間はえりも町で30分前後の場所があり、津波影響時間も20分未満となる。渡島・胆振総合振興局管内では、津波水位、最大遡上高とも3m未満で、津波到達時間は函館市、白老町の一部を除き1時間超となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果が無い場合には、全体で650～900人の死者が発生すると予測された。特に根室市、釧路市では100人を超える死者が発生する場合もある。避難意識が高い場合には、死者数は10分の1程度に減少する。建物被害は、全体で2,400棟～4,500棟弱の全壊が発生し、釧路市、浜中町などで被害が大きい。

オ 三陸沖北部の地震

日高振興局管内の新ひだか町（旧静内町）から胆振・渡島総合振興局管内にかけては、函館市の一部を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のうちでは最も大きな影響を及ぼす。津波水位は豊頃町付近で最も高くなり、最大遡上高は釧路総合振興局管内の釧路市音別町から胆振総合振興局管内の苫小牧市にかけてと函館市の一部で、高いところで3～4m程度となる。津波の到達は日高振興局管内で最も早く、えりも町から新ひだか町（旧静内町）にかけては津波到達時間が30分未満となる場所が多い。影響開始時間が10分台前半の場所も日高振興局で多いが、函館市（榎法華）では10分未満となる。

人的被害は、避難意識が低い場合には130人～240人、避難意識が高い場合には20人～40人の死者が発生する。特に函館市の函館港周辺での被害が大きいと考えられる。建物被害は、400～710棟程度の全壊が発生し、特に函館市で被害が大きいほか、日高振興局管内で被害の割合が高い。

3 北海道日本海沿岸の地震

(1) 津波浸水想定の設定

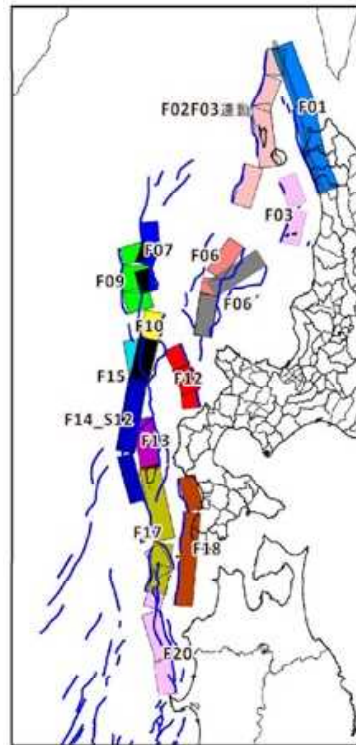
北海道日本海沿岸に影響を及ぼす津波の浸水予測については、平成22年3月に設定しているが、東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査など科学的根拠に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定することとし、津波浸水予測図の点検・見直しを進めてきた。

見直しにあたっては、北海道立総合研究機構地質研究所が平成24年度から25年度に実施した津波堆積物調査の結果を踏まえ、国が公表した津波断層モデルを基本としながらも、道として平成5年（1993年）北海道南西沖地震津波の経験等を踏まえた視点を加えた上で津波断層モデルを設定し、平成28年度に日本海沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

設定した津波断層モデルの配置図については、図3のとおりであり、この結果に基づく津波浸水想定の詳細は参考図9-1-1～8に示すとおりである。

今後、被害想定計算及び減災目標の策定を別途進めていく。

図3 日本海沿岸津波浸水想定に係る津波断層モデル



(2) 津波浸水予測・被害想定調査（平成21年度）

日本海沿岸における津波被害想定については、今後、平成28年度に設定した津波浸水想定に基づき、計算を進めていく予定であるが、平成21年度に設定した津波浸水予測に基づく被害想定 of 計算を、次のとおり行っている。なお、詳細は、参考図5-1-1～19に示す

ア 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市～初山別村および積丹町、利尻町の海岸で津波水位が5mを超える場所もある。礼文島、利尻島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後津波が到達する。羽幌町以北でも地震発生後20分以内に初期水位から1m以上の水位上昇が生じる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には80～290人、構造物の効果がない場合には110～340人の死者が発生し、特に稚内市、羽幌町で被害が大きい。建物被害は、全体で700棟弱～800棟強の全壊が生じ、特に稚内市では400棟弱～450棟強の全壊被害が発生する。

イ 北海道北西沖（沖側）の地震

礼文島の西海岸で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が礼文島全海岸、利尻島、増毛町で5mを超え、石狩市以北で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、最も早い礼文島で30分前後となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には60～220人、構造物の効果がない場合には90～270人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、礼文町で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には900棟強の全壊が発生し、特に礼文町では400棟を超える全壊が発生する。構造物の効果がない場合では、稚内市で300棟強の全壊が発生し、全体では1,300棟強の全壊が発生する。

ウ 留萌沖の地震

石狩市、増毛町、積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、留萌振興局の海岸で早く、天売島、増毛町、古平町、積丹町、神恵内村で20分以内に生じる。

人的被害は、夏の昼間で130～147人、冬の夜間で9～13人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、余市町で被害が大きい。建物被害は、20棟前後の全壊被害が発生し、増毛町、石狩市及び小樽市で被害の割合が高い。

エ 神威岬沖の地震

積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、檜山振興局の海岸で早く、神恵内村～せたな町及び奥尻島北部で20分以内に生じる。

人的被害は、避難意識が低く、夏の昼間の場合には20人強、それ以外の場合には数人の被害が発生する。建物被害は、羽幌町、苫前町で全壊被害の発生が予測されるが、その他の市町村では半壊以下の被害の発生となる。

オ 北海道南西沖地震

奥尻島の南西海岸及びせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が八雲町～寿都町の海岸で5mを超え、上ノ国町～積丹町で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で10分以内、松前町～神恵内村で20分以内となる。

人的被害は、構造物の効果がある場合でも、住民の避難意識が低い場合には、170～360人の死者が発生する。特に、せたな町では約90人の死者が発生する場合もある。構造物の効果がない場合には、320～470人の死者が発生すると予測される。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で900棟強、構造物の効果がない場合には全体で1,700棟強の全壊が生じ、特に島牧村、せたな町及び奥尻町での被害大きい。

カ 青森県西方沖の地震

上ノ国町で津波水位が5mを超えるほか、せたな町～松前町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で10分以内、せたな町以南で20分以内となる。

人的被害は、避難意識が低い場合、20～100人の死者が発生し、特に乙部町、江差町、松前町で被害が大きい。建物被害は、全体で90～140棟の全壊が生じると予測され、特に奥尻町、松前町での被害が大きい。

4 オホーツク海沿岸の地震

オホーツク海沿岸において影響の大きいと考えられる3つの想定地震を基にしたモデル（表1-6-5）を対象に津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っており、詳細は参考図6-1-1～20に示す。

表1-6-5

番号	地震名	モデル名	深さ	走向	傾斜角	すべり角	長さ	幅	すべり量
			(km)	(°)	(°)	(°)	(km)	(km)	(cm)
①	北海道北西沖(沿岸側)	HKE-10	1	170	45	90	200	24	547
		HKE-5	1	175	45	90	200	24	547
		HKE_0	1	180	45	90	200	24	547
		HKE+5	1	185	45	90	200	24	547
		HKE+10	1	190	45	90	200	24	547
②	紋別沖	MON-20	3	320	45	90	80	18	550
		MON-10	3	330	45	90	80	18	550
		MON_0	3	340	45	90	80	18	550
		MON+10	3	350	45	90	80	18	550
		MON+20	3	0	45	90	80	18	550
③	網走沖	ABA-20	3	342	45	90	73	18	510
		ABA-10	3	352	45	90	73	18	510
		ABA_0	3	2	45	90	73	18	510
		ABA+10	3	12	45	90	73	18	510
		ABA+20	3	22	45	90	73	18	510

ア 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市及び猿払村において最も影響が大きく、沿岸部で最大5mを超える津波が予想される。津波影響開始時間を見ると稚内市で30～50分程度となり、他の地震と比べ最短の影響開始時間となる。猿払村以東では、その影響は小さくなり水深が浅いため津波の伝播速度が遅いことから、波源域から最も遠くに位置する斜里町への到達は2時間以上と予測される。

人的被害は、(+10°)モデルでは、避難意識が低い場合、全体で5～7人の死者が発生すると予測される。建物被害は、(+10°)モデルでは、構造物の効果がある場合に100棟強の全壊が発生し、特に稚内市では90棟弱全壊が発生する。構造物の効果がない場合では、稚内市で150棟弱の全壊が発生し、全体では160棟強の全壊が発生すると予測される。

イ 網走沖の地震

雄武町沿岸部で最も影響が大きく、沿岸部で最大7mを超える津波が予測される。枝幸町から紋別市、網走市から斜里町の沿岸部では3m以上の津波が来襲し、波源域の南西側に位置する網走市から斜里町については十数分程度で影響開始となる。最大の津波水位となることが予測される雄武町沿岸部には、40分から50分程度で影響開始となる。

津波の被害想定はモデル別に以下のとおり。

①(-20°)モデル

人的被害は、避難意識が低い場合、構造物の効果がある場合には全体で19～25人、構造物の効果がない場合には全体で33～50人の死者が発生し、特に紋別市で被害が大きいと予測される。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で215棟、構造物の効果がない場合には全体で350棟強の全壊が生じ、特に紋別市、興部町での被害が大きい。

②(-10°)モデル

人的被害は、避難意識が低い場合、構造物の効果がある場合には全体で14～18人、構造物の効果がない場合には全体で20～26人の死者が発生し、特に雄武町で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で250棟弱、構造物の効果がない場合には全体で350棟強の全壊が生じ、特に雄武町では200棟弱から300棟弱の全壊被害が発生する。

③(0°)モデル

人的被害は、避難意識が低い場合、構造物の効果がある場合には全体で28～33人、構造物の効果がない場合には全体で38～43人の死者が発生し、特に雄武町で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で300棟強、構造物の効果がない場合には全体で400棟強の全壊が生じ、特に雄武町で被害が大きい。

④(+20°)モデル

人的被害は、構造物の効果がある場合でも住民の避難意識が低い場合には、65人の死者が発生すると予測され、特に、枝幸町と網走市では20人以上の死者が発生する場合がある。構造物の効果がない場合には、避難意識が低い場合、全体で87人の死者が発生する。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で350棟、構造物の効果がない場合には全体で470棟強の全壊が生じると予測され、特に枝幸町での被害が大きい。

ウ 紋別沖の地震

枝幸町沿岸部で最も影響が大きく、沿岸一帯で5mを超える津波が予測され、その影響開始時間は、二十数分程度と予測され、他の想定地震に比べ最も早い到達時間となる。

津波の被害想定はモデル別に以下のとおり。

①(-20°)モデル

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には19～24人、構造物の効果がない場合には24～31人の死者が発生し、特に雄武町で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で300棟強、構造物の効果がない場合には全体で380棟弱の全壊が生じると予測され、特に雄武町での被害が大きい。

②(-10°)モデル

対象は枝幸町だけで、人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には17～24人、構造物の効果がない場合には30～41人の死者が発生すると予測される。建物被害は、構造物効果がある場合には214棟、構造物効果がない場合には277棟の全壊被害が発生すると予測される。

③(+10°)モデル

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には27～37人、構造物の効果がない場合には19～29人の死者が発生する。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で330棟、構造物の効果がない場合には全体で420棟強の全壊が予測され、特に雄武町での被害が大きい。

④(+20°)モデル

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には全体で10人、構造物の効果がない場合には全体で15～19人の死者が発生し、特に紋別市で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で120棟弱、構造物の効果がない場合には全体で155棟の全壊が予測される。

第8節 震災に対する調査研究の推進

本道は、地震活動の活発な地域であり、1952年（昭和27年）の十勝沖の地震、「1968年十勝沖地震」、「1973年6月17日根室半島沖地震」、「昭和57年（1982年）浦河沖地震」、「昭和58年（1983年）日本海中部地震」などにより、多くの被害を被ってきた。

道と道防災会議では、昭和40年度より「北海道における特異地盤に対する地震緊急対策に関する研究」として、シリーズ的に地域的な研究を進めてきた。都市部としては、釧路・函館・旭川・室蘭、根室などの調査を行っており、火砕流台地についても研究を行った。

また、道では、過去の地震災害を教訓として、広域性、複合性を持つ地震災害に係る防災対策に万全を期するため、昭和58年から昭和60年の3ヶ年にわたって、「北海道における想定地震の策定及び震度予測に係る基礎調査」、「北海道の地震地質」、「市町村別地震危険度評価」、「被害想定に係る基礎調査」などの項目に従い、「北海道における地震災害の地域特性を把握するための基礎的な調査研究」を実施してきたところである。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」及び「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」の発生により大きな被害を受けたが、これらの地震においては災害要因として液状化現象が特徴的であった。液状化現象により、釧路沖地震では、釧路港、浦河港及び釧路市内の各地域で亀裂、噴砂、地盤沈下等が起り、北海道南西沖地震では、渡島・檜山地方を中心に各地域で被害が起こった。また、北海道東方沖地震は釧路沖地震に比較して震源が遠かったにもかかわらず、地震の規模が大きかったことから、根室・釧路・網走・十勝地方と、より広範囲に被害が及んだ。道においては平成6年度に「北海道における地震災害の地域特性を把握するための基礎的な調査研究」による想定地震を基にした北海道地盤液状化予測地質図（参考図表参照）を作成した。

平成5年（1993年）北海道南西沖地震では奥尻島をはじめ、渡島・檜山地方を中心に津波災害による大きな被害を被った。この地震を教訓に津波の実態を把握するため、平成6年度から7年度にかけて想定地震を基に津波伝播状況及び津波水位の予測図を作成した。

平成15年9月26日に平成15年（2003年）十勝沖地震が発生し、十勝地方及び釧路地方など道東を中心に激しい揺れと津波が襲った。津波による被害の規模は比較的小さかったが、豊頃町では液状化災害が多発した。札幌市や北見市、標津町などにおいても液状化やそれを誘因とする地盤災害が発生し、苫小牧市では長周期地震動による石油タンクの被害が発生するなど、遠地における災害が注目された。

また、太平洋沿岸の津波堆積物の研究により、およそ500年周期で、過去に記録された津波の規模を遙かに超える津波が発生していたことが明らかにされた。北海道では、これらの新たな知見や「平成15年（2003年）十勝沖地震」での津波被害等を踏まえ、津波に対する対策の強化を目的として、想定される地震津波に対応した本道沿岸域における津波の特性を予測するため、平成16年度から各地域の津波浸水予測等調査を行い、順次津波浸水予測図を作成した。

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、東日本各地の沿岸域に従前の想定をはるかに超える大津波をもたらし、東北地方を中心に甚大な被害が発生した未曾有の大災害（東日本大震災）となった。このことを踏まえ、今後の津波防災対策においては、想定しうる最大クラスの津波を想定することとされ、北海道においても、津波堆積物調査等、最新の科学的知見に基づき従前の津波浸水予測図を点検・見直しすることとし、平成24年に太平洋沿岸、平成29年に日本海沿岸を見直した。

一方、平成7年の阪神・淡路大震災を引き起こした「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」は、活断層による内陸地震であったが、その特徴から都市直下型地震と呼ばれるようになった。この大災害を受けて北海道でも陸域の浅い地震への防災対策の必要性が指摘されるようになった。

道内の活断層は、活断層研究会（国内の地形・地質の研究者などの組織）による「日本の活断層」の中で、その分布や性質が示されていたが、発生危険度を示すデータはほとんど不明であった。

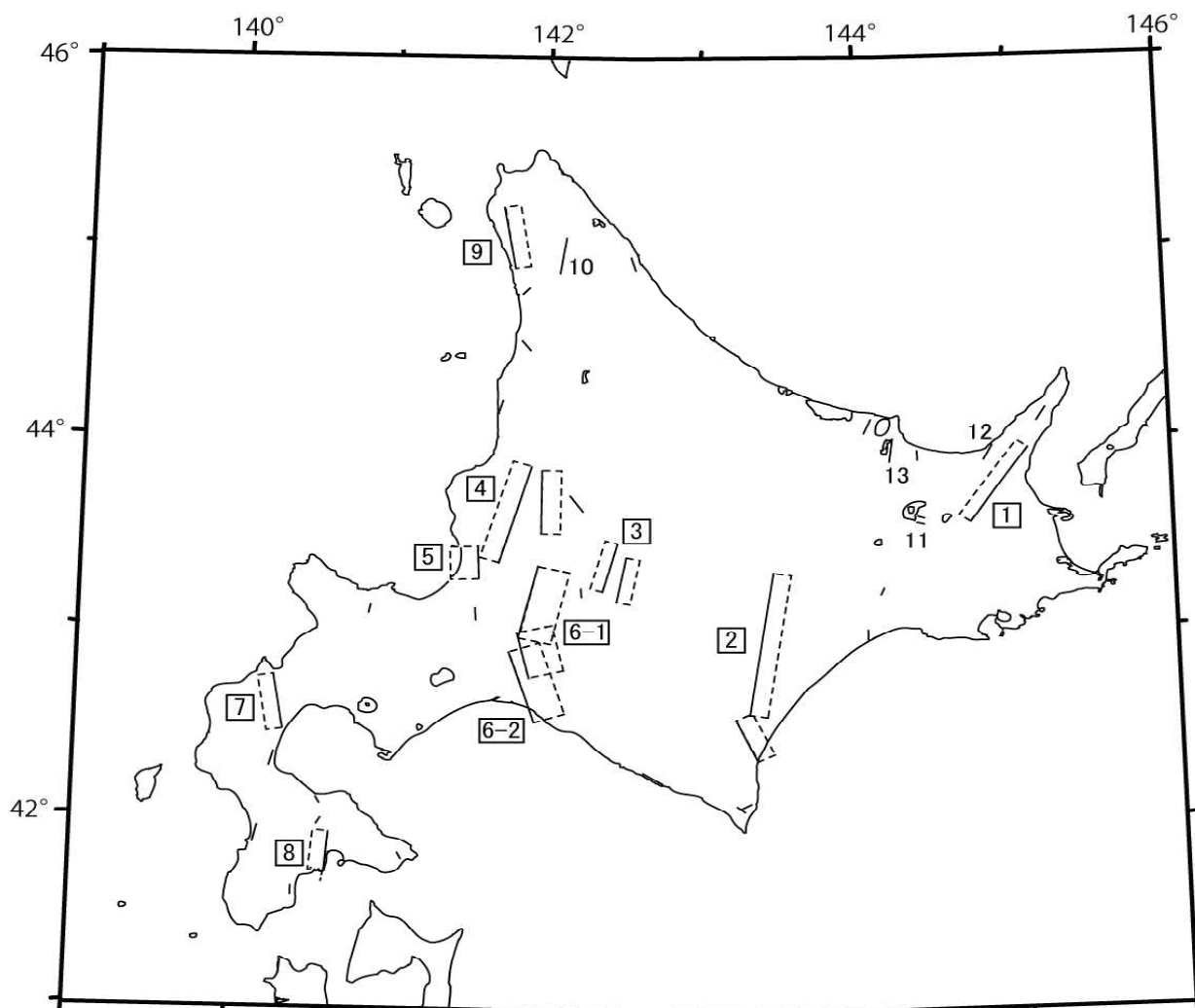
そこで、平成7年度から道内の主要7断層帯について、トレンチ調査を含めた精密調査を実施し、その活動特性を明らかにした（平成8～16年度は文部科学省地震関係基礎調査交付金事業）。そのうち、5断層については、活断層情報を取りまとめた活断層図を作成し、関係機関へ配布した。平成17年度以降、地震調査研究推進本部による基盤的調査観測の対象とされたサロベツ断層帯、幌延断層帯、増毛山地東縁断層帯についても追加・補完調査が行われたが、幌延断層帯については活断層でないと判断された。

これらの活断層帯は、全国の主要な活断層帯として地震調査研究推進本部による長期評価が公表されており、北海道の活断層の位置図は、図1-7-1に示すとおりである。また、北海道大学と道総研地質研究所は、共同で問寒別断層帯と弟子屈地震断層（1938年屈斜路地震断層）の調査を行い、道総研地質研究所単独でも峰浜断層帯や網走湖東岸断層帯等の調査が行われた。

こうした新たな調査や地震調査研究推進本部における評価等のほか、海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等も検討し、第7節に記載のとおり、平成23年に北海道に影響を及ぼす可能性のある地震の想定を行った。

今後も、本道の地域特性を考慮した地震防災対策に資するため、地質地盤等に関する調査研究の推進に努めていくものとする。

図1-7-1 北海道の活断層



----- 主要活断層帯（地震調査研究推進本部）

————— その他の断層帯

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| ① 標津断層帯 | ⑦ 黒松内低地断層帯 |
| ② 十勝平野断層帯 | ⑧ 函館平野西縁断層帯 |
| ③ 富良野断層帯 | ⑨ サロベツ断層帯 |
| ④ 増毛山地東縁断層帯
(沼田－砂川付近の断層帯を含む) | 10 間寒別断層帯 |
| ⑤ 当別断層 | 11 弟子屈地震断層 |
| ⑥-1 石狩低地東縁断層帯主部 | 12 峰浜断層群帯 |
| ⑥-2 石狩低地東縁断層帯南部 | 13 網走湖東岸断層帯 |

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、道、市町村及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、道民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1節 道民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、道民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、道民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する道民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。
- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (1) すばやく火の始末をすること。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (4) 正確な情報を入手すること。
- (5) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (6) エレベーターの使用は避けること。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (3) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

(第3章 第5節「避難対策計画」第4 1 (2)を参照)

第6 津波に対する心得

1 一般住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - ① 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - ② 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

道、市町村及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 道、市町村及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 国、道及び市町村は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- 3 道、市町村、防災関係機関及び施設管理者は、高層ビル、地下街及びターミナル駅等不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 道及び市町村は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 国、道及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- 3 国、道及び市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 道及び市町村は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、平成27年度までのできるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- 5 国、道及び市町村は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- 6 道及び市町村は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- 7 道、市町村、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。
- 8 国、道及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第3 主要交通の強化

道、市町村及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第4 通信機能の強化

道、市町村及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 道、市町村、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図

るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

- 2 道、市町村及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 道、市町村及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- 4 道、市町村及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第6 復旧対策基地の整備

道及び市町村は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

第7 液状化対策等

- 1 道、市町村、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- 2 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- 3 国、道及び市町村は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

道、市町村及び防災関係機関は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

道、市町村及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、市町村は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めること。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、道及び市町村等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動用道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
 - (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
 - (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - (9) 地域防災拠点施設

- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
- (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。
- 3 国、道及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- 4 道及び市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- 5 国、道及び市町村は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

道、市町村及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

- 1 道、市町村及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

- 2 道及び市町村並びに防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- 3 道及び市町村並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 北海道防災会議の行う訓練

北海道防災会議は、防災関係機関及び関係市町村と共同して、次の訓練を実施する。

1 防災総合訓練

災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想定した総合訓練を実施する。

2 災害通信連絡訓練

地震、津波情報及び津波注意報、警報の伝達並びに災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

第3 市町村及び防災関係機関の行う訓練

市町村及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- 1 情報通信訓練
- 2 広報訓練
- 3 指揮統制訓練
- 4 火災防ぎょ訓練
- 5 緊急輸送訓練
- 6 公共施設復旧訓練
- 7 ガス漏洩事故処理訓練
- 8 避難訓練
- 9 救出救護訓練
- 10 警備・交通規制訓練
- 11 炊き出し、給水訓練
- 12 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- 13 災害偵察訓練等

第4 相互応援協定に基づく訓練

道、市町村及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

道、市町村及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

第6 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

道、市町村及び関係機関は、地震災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 市町村は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
また、市町村長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。
- 2 道は、あらかじめ食料保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、市町村が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。
- 3 道及び市町村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

道、市町村及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、市町村は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具、燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市町村の整備の取組を支援し、補完する。

第3 備蓄倉庫等の整備

道及び市町村は、防災資機材倉庫等の整備に努める。

(参考) 資料編8-2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

第 6 節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市町村及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第 1 基本的な考え方

災害予防責任者は、地震・津波災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等を活用するものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、地震・津波による大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれの防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第 2 相互応援(受援)体制の整備

1 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請又は他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

2 市町村

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

3 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

4 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

道、市町村及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、地震・津波災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動の実施、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ市町村の担当者研修会や研修の実施等により北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織はその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として通例次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

市町村の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を、組織としてあらかじめ準備しておくことが望ましく、また、これら資機材は日頃から点検して非常時にすぐ使用できるようにする。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市町村等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市町村長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 避難所の運営

避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営

ゲーム北海道版（Ｄｏはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市町村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

なお、市町村が当該計画を作成するに当たっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、市町村防災会議のほか、（総合）振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなど、その推進を図るものとする。

第1 避難誘導体制の構築

- 1 市町村は、地震・津波等による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 道及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 5 道及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 6 市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 7 市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

第2 避難場所の確保等

- 1 市町村は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。
その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。
また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象		崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
		基準							
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの							
		* 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a 2)					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a 3)		
		異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a 1)							
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない		

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
 ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等
 ※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 市町村長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 市町村は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 市町村は、避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 市町村は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
 - (5) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
- 6 市町村は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 市町村長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第4 市町村における避難計画の策定等

- 1 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市町村は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市町村に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。
- 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市町村等の避難計画

市町村等は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

道は、津波避難計画策定指針（資料編9－11参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

 - (1) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法

(参考：「避難勧告等の判断伝達マニュアル」【北海道作成】資料編9－9参照)

- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - (3) 避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
 - (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
 - (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水、給食措置
 - ② 毛布、寝具等の支給
 - ③ 衣料、日用必需品の支給
 - ④ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
 - (6) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序保持
 - ② 住民の避難状況の把握
 - ③ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - ④ 避難住民に対する各種相談業務
- 4 避難に関する広報
- (1) 市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - (2) 緊急速報メールによる周知
 - (3) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - (4) 避難誘導者による現地広報
 - (5) 住民組織を通じた広報

第5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市町村は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

第6 防災上重要な施設の管理者

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。
 - (1) 避難の場所（避難場所、避難所）
 - (2) 避難の経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道及び市町村は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震・津波災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 道の対策

道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

(1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別計画の策定が促進されるよう、先行事例を紹介するなど策定支援に努めていく。

(2) 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などについて市町村と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施にあたっては、道は、市町村等と協力して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者その他の要配慮者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 福祉避難所の指定促進

災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村における福祉避難所の指定促進を支援する。

(4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

2 市町村の対策

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成を定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

市町村は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、市町村地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

市町村は、要配慮者について、市町村の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

市町村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

(5) 個別計画の策定

市町村は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

市町村は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

市町村は、老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者がいわゆる要配慮者であることから、施設の災害に対する安全性を高めておくことが重要である。

また、社会福祉施設等の管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市町村との連携の下に、施設相互並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市町村の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

4 外国人に対する対策

道及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

なお、比較的頻度の高い一定程度の津波の詳細は、【参考図表】第8に示す。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、国、道及び市町村等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、沿岸市町村は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

また、道は可能な限り市町村が行うこれらのことに対し支援を図るものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

国、道及び市町村等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防ぎょ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

(1) 海岸保全対策

国、道及び市町村等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施することや防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

また、国は、津波発生時に船舶の待避場所を確保するため、開発保全航路の一部として泊地を指定し、その開発・保全を行うものとする。

(2) 河川対策

道は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を実施する。

(3) 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(4) 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

ア 国土交通省所管 海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS波浪計等

イ 文部科学省所管（独立行政法人防災科学技術研究所）【観測データ提供先（予定）：気象庁】
日本海溝海底地震津波観測網（ケーブル一体型観測網／地震計、水圧計）

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、沿岸市町村等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

イ 道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

ウ 国、道及び市町村は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

沿岸市町村は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、市町村防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

沿岸市町村長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、市町村及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 沿岸市町村

沿岸市町村は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

道、市町村及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

（２）船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
- （ア）津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
- （イ）津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

（３）漁業地域において、周知を図る事項

- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね５０ｍ以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第 1 1 節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、道及び市町村は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、市町村火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、道及び市町村は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 3 予防査察の強化指導

市町村は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第 4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、市町村は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第 5 消防計画の整備強化

市町村の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第 1 2 節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

第 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、道、市町村及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第 2 危険物保安対策

1 事業者

- (1) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

2 北海道、市町村（消防機関）

- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

3 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

4 北海道産業保安監督部

鉱山における高圧ガス、石油貯蔵タンク、パイプライン等の危険物については、適切な保安措置、管理、取扱作業に対する従業員への保安教育の徹底、自主保安体制の確立を指導するほか、立入検査等により保安対策について監督、指導を行うものとする。

第 3 火薬類保安対策

1 事業者

- (1) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許

可の取消等の措置命令を発するものとする。

- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- (4) 事業者の予防対策について監督・指導する。

3 北海道

- (1) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- (3) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

4 北海道警察

- (1) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- (2) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- (3) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

5 市町村（消防機関）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第4 高圧ガス保安対策

1 事業者

- (1) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

2 北海道産業保安監督部

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

3 北海道

- (1) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- (3) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

4 北海道警察

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

5 市町村(消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第5 毒物・劇物災害対策

1 事業者

- (1) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室(保健所)、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

2 北海道

- (1) 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

3 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

4 市町村(消防機関)

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第6 放射性物質災害対策

1 事業者

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

2 市町村(消防機関)

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 北海道警察

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (2) 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

第1 建築物の防災対策

1 防火地域及び準防火地域の指定促進

道は、市町村が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

2 市街地における再開発の促進

市町村は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

道は、市街地再開発事業を施行する者に対し、必要により技術援助を行う。

3 木造建築物の防火対策の推進

道及び市町村は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

4 既存建築物の耐震化の促進

道及び市町村は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや、普及パンフレットを作成し、所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

また、道及び市町村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

5 ブロック塀等の倒壊防止

道及び市町村は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

6 窓ガラス等の落下物対策

道及び市町村は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

7 被災建築物の安全対策

- (1) 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。
- (2) 道及び市町村は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 道及び市町村は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- 2 国、道及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第14節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現 況

- 1 本道における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

【H29. 4. 1現在（平成14年度公表）】

自然現象の種類	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	6,466	1,651	1,554
土石流	4,995	650	289
地滑り	437	1	0
指定箇所数 計	11,898	2,302	1,843

- 2 本道における山地災害危険地区は、次のとおり。

【H29. 4. 1現在】

区 分	箇所数
山地災害危険地区	23,464

第2 予防対策

道及び市町村は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

北海道開発局は、河道閉鎖による湛水を原因とする土石流等の調査及び市町村へ情報提供を行う。

1 北海道

- (1) 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を関係市町村の長に通知するとともに公表するものとする。
- (2) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示するものとする。
- (3) 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示するものとする。
- (4) 市町村の長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、市町村地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導するものとする。
- (5) 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うものとする。
- (6) 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うものとする。

- (7) 気象庁と共同して大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように土砂災害警戒情報を作成・発表し、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。
- (8) 重大な土砂災害（地滑り）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、市町村長が避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

2 市町村

- (1) 市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難勧告等の発令基準、警戒区域等、避難勧告等の発令対象区域情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - オ 救助に関する事項
 - カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (3) 市町村地域防災計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- また、前項エに掲げる管理者は次の事項に留意し、避難計画を策定することが有効である。
- ① 施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
 - ② 情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
 - ③ 施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
 - ④ 施設内の垂直待避も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
 - ⑤ 避難誘導に関する責任者の明確化
 - ⑥ これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる
- (4) 警戒区域等をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (5) 避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等が発表された場合に、道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報等を参考に総合的に判断するものとし、発令基準に従い、避難場所の開設の有無によらず躊躇なく発令する。

3 北海道開発局

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水又は噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告が行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり防止工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長する行為を制限するものとする。

(3) 市町村

住民に対し、土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市町村は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

ア 北海道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、市町村に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料の提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適当なものを施工するものとする。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 市町村

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、市町

村地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局、北海道

- (ア) 森林法に基づき、森林を「保安林」として、又は、森林若しくは原野その他の土地を「保安施設地区」として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処理を講ずるものとする。
- (イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に即して機能することを確保するものとする。
- (ウ) 市町村に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

イ 市町村

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、市町村地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。平成7年(1995年)兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

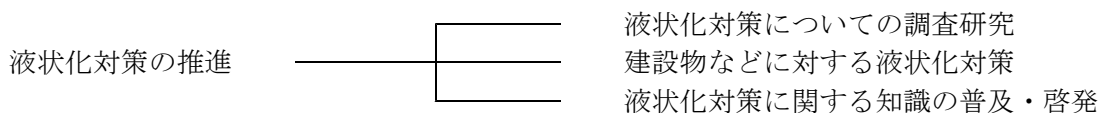
北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

第2 液状化対策の推進

- 1 道及び市町村並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



2 液状化対策の調査・研究

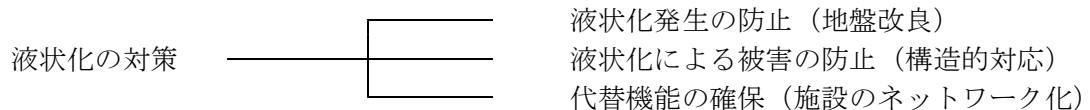
道及び市町村並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
が考えられる。

(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

道及び市町村並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、道民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、道、市町村及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、道及び市町村等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

道及び防災関係機関は、地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落の発生が予想されることから、ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 空港の除雪体制の強化

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を促進する。

(2) 緊急時ヘリポートの確保

道及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

道及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難所、避難路の確保

道、市町村及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

市町村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

市町村は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第5 スキー客等に対する対策

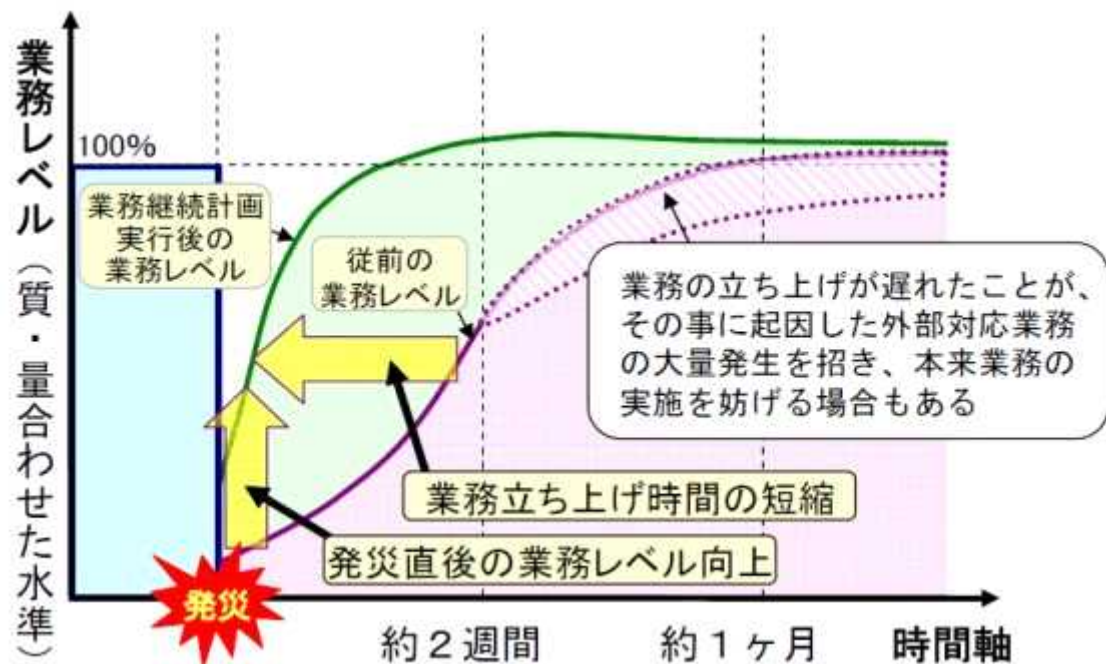
スキー場を有する市町村にあつては、多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客・関係者の被災が懸念されることから、市町村地域防災計画にスキー場利用客等への対策について定めておく。

第 1 7 節 業務継続計画の策定

道、市町村及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第 1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に道、市町村及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第 2 業務継続計画（BCP）の策定

1 北海道

道は、平常時から災害に備えて体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、道民の生命・身体・財を守ることを目的に、災害応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

このような活動を行う一方で、それ以外の道の行政サービスについても、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。このため、道は、災害時においても道の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築する。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、業務継続計画は、当該計画に基づいた訓練等を定期的の実施するとともに、訓練等 の

成果を検証し、検証した結果に基づき適宜計画の見直しを図ることにより、継続的改善を行うものとする。

2 市町村

市町村は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

(参考)

資料編 9－1 「北海道庁業務継続計画」

資料編 9－2 「IT部門の業務継続計画（ステップ2）」

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

道及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第 18 節 複合災害に関する計画

道、市町村をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第 1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 道及び市町村は、複合災害時における道民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、道、市町村及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、道、市町村及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

北海道災害対策本部及び市町村災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

第1 災害対策組織

1 道の災害対策組織

(1) 緊急幹部会議

知事は、地震・津波災害による被害等の発生が予想されるときで、必要と認めるときは緊急幹部会議を招集し、初動体制に万全を期するものとする。

(2) 災害対策連絡本部

ア 設置

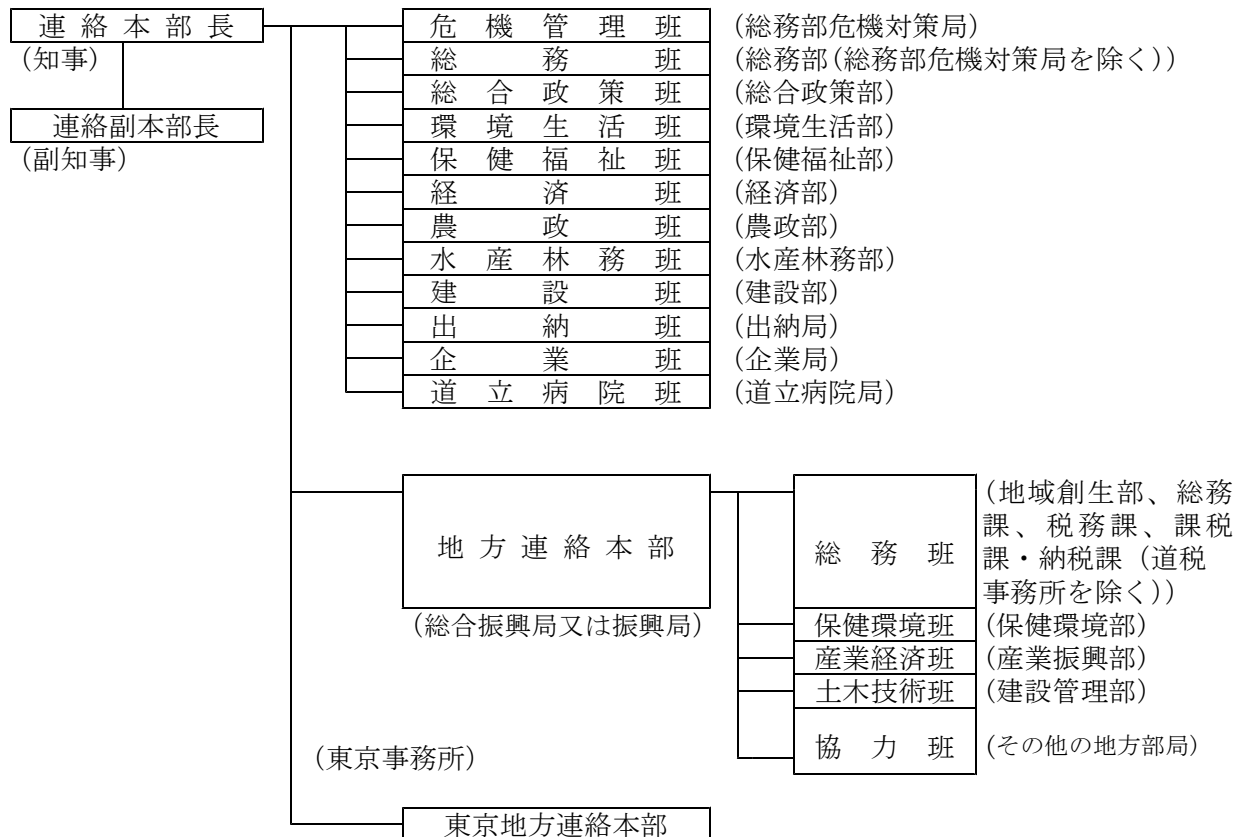
知事は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

連 絡 本 部 設 置 基 準	
1	道内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき
2	本道沿岸に「津波警報」が発表されたとき
3	道内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

イ 組織等
(7) 組織

連絡本部の組織は、次のとおりとする。

【連絡本部組織図】



※1 連絡本部の班長は、各部局長とする。

※2 地方連絡本部長は、総合振興局長又は振興局長とする。地方連絡本部の班長は、総合振興局又は振興局各部長、総合振興局副局長(建設管理部担当)又は振興局副局長(建設管理部担当)及びその他の出先機関の長とする。

※3 東京地方連絡本部長は、東京事務所長とする。

※4 災害の状況により一部の班を設置しないことができる。

(イ) 所掌等

連絡本部及び地方連絡本部の各班の所掌事務は、災害対策本部及び災害対策地方本部の各班の所掌事務に準ずる。連絡本部及び地方連絡本部の庶務は、総務部危機対策局危機対策課及び総合振興局又は振興局地域創生部地域政策課において処理する。

(ウ) 廃止

道は、災害の発生するおそれなくなったとき、もしくは災害応急対策がおおむね完了したときは、連絡本部を廃止する。

また、道は、基本法第23条の規定に基づく災害対策本部を設置したときは、連絡本部を廃止する。

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部

(7) 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、地震・津波が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、知事が必要と認めるときに設置する。

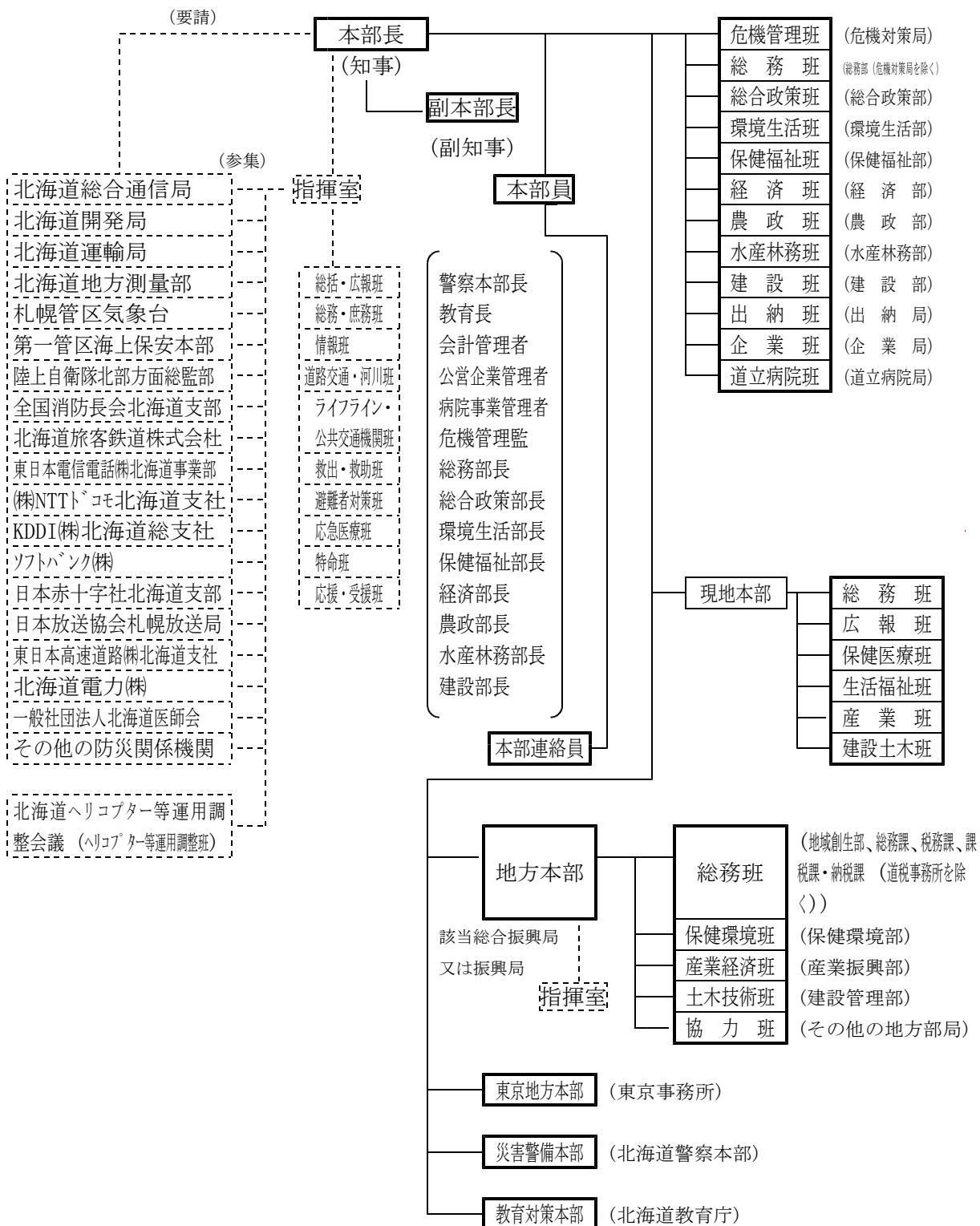
なお、必要に応じて災害対策本部に指揮室を置くことができる。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
1	道内に震度 6 弱以上の地震が発生したとき
2	本道沿岸に大津波警報が発表されたとき
3	道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

(イ) 組織等

① 組織

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



② 運営

災害対策本部の運営は、北海道災害対策本部条例(昭和37年北海道条例54号)及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによる。

③ 所掌

災害対策本部の所掌事務は、北海道災害対策本部運営規程に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

災害対策本部の主な所掌事務

災 害 対 策 本 部	
危機管理班	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 2 災害の状況、対策措置状況等の収集及び報告 3 北海道防災会議との連絡調整に関する事 4 災害対策本部の設置及び廃止 5 地方本部に対する指示及び連絡 6 救助法の適用 7 市町村長の実施すべき応急措置の代行 8 指定公共機関の長等に対する応急措置の実施要請等 9 自衛隊の災害派遣要請
総 務 班	1 道有財産（他部課の所管に属するものを除く）の被害調査及び応急対策 2 災害関係予算に関する事 3 私立学校の被害調査及び復旧対策 4 宗教法人の被害調査 5 災害時の道税の措置
総合政策班	1 災害広報の実施 2 空港、港湾、交通施設等の被害状況の収集（他部課の所管に属するものを除く） 3 被災市町村に対する財政援助 4 被災時における通信手段の確保に関する事（他部課の所管に属するものを除く）
環境生活班	1 災害時における廃棄物処理計画の指導 2 災害時の給水計画の指導 3 水道施設の復旧指導 4 災害時における生活必需品の需給及び価格動向の監視 5 被災に伴う環境の監視及び公害対策の指導 6 家庭動物の収容調整
保健福祉班	1 応急救助計画の作成及び実施 2 市町村における応急救助の実施指導 3 日赤救助活動の連絡調整 4 救助法に基づく救助物資の調達及び配分 5 被災地の高齢者、障がい者等の保護 6 被災者の生活保護 7 災害時の医療救護 8 医療資機材の確保及び供給 9 災害時の防疫計画の作成及び実施 10 災害時の保健指導 11 社会福祉協議会を通じたボランティア活動への支援

経 済 班	1 災害時における流通対策の総合調 整 2 エネルギー関係の被害調査及び復旧対策 3 災害時における燃料の需給等の調整 4 商工業及び労働に係る災害応急対策の総合調整 5 災害時における地質情報の収集等
農 政 班	1 農業関係の被害調査及び応急対策 2 被災地の農作物及び家畜の技術指導 3 農業災害関係資金の融通 4 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の応急措置等 5 関係団体に対する指導・調整及び応援の要請
水産林務班	1 漁業災害に関する応急措置及び復旧対策 2 漁港の災害復旧対策 3 漁船の応急措置及び復旧対策 4 林業関係災害の被害調査、応急措置及び復旧対策 5 災害応急復旧用木材の需給対策 6 関係団体に対する指導・調整及び応援の要請
建 設 班	1 被災地の道路の交通不能箇所の調査及び交通の確保等 2 河川等の被害調査及び応急措置 3 海岸の事故等の情報収集、被害調査及び応急措置等 4 砂防、急傾斜地等の被害調査及び応急措置 5 公園、下水道の被害調査及び復旧対策 6 都市施設の被害調査及び復旧対策 7 建築物の被害状況調査（応急危険度判定等）
出 納 班	1 災害救助基金等応急救助費の支出
企 業 班	1 施設の情報収集及び被害調査
道立病院班	1 災害時の医療救護 2 医療資機材の確保及び供給

(ウ) 設置場所

- ① 災害対策本部は、原則として本庁に設置する。
- ② 災害対策本部会議は、本庁舎３階、テレビ会議室で開催する。

(エ) 災害対策本部指揮室

① 設置

本部長は、災害の規模その他の状況により、当該災害に係る災害応急対策を推進するため、特別の必要があると認めるときは、関係機関等（基本法第23条第7項に規定する関係機関等）へ職員等の参集を要請し、初動対応の指揮命令を担う災害対策本部指揮室を設置することができる。

② 組織等

a 組織

指揮室に指揮室長を置き、指揮室長は副本部長とする。

指揮室長は、指揮室の各班及び指揮室に属する職員を指揮監督する。

災害対策本部の各班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねる。

b 運営

災害対策本部指揮室の運営は、北海道災害対策本部運営規程及び北海道災害対策本部運営要領に定めるところによる。

c 所掌

災害対策本部指揮室の所掌は、北海道災害対策本部運営要領に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

班	所掌事務
統括・広報班	○災害対策本部及び指揮室の運営に関すること ○本部員会議の開催、運営に関すること ○自衛隊の災害派遣に関すること ○国及び国の現地対策本部との連絡調整に関すること ○消防庁への報告に関すること ○地方本部等との調整、支援及び人員派遣に関すること ○市町村の実施すべき応急措置の代行に関すること ○災害対策基本法等の運用統括 ○報道対応、広報に関すること
総務・庶務班	○道議会に関すること ○道の情報通信基盤の管理運営に関すること ○指揮室の庶務に関すること ○職員の食料・飲料に関すること ○職員の勤務体制に関すること ○災害義援金に関すること
情報班	○情報集約と時系列の作成及び各班への情報提供 ○公開情報（テレビ、報道等）の収集 ○気象情報等の収集等 ○各地方本部からの情報収集と提供 ○防災関係機関の被害状況の把握及び防災関係機関からの情報収集（航空映像含）
道路交通・河川班	○道路の被害状況や復旧状況及び通行止め等の道路情報に関する情報収集 ○緊急輸送路に関すること ○河川等の被害状況や復旧状況に関する情報収集
ライフライン・公共交通機関班	○通信網の被害状況や復旧目処に関する情報収集 ○電力施設の被害状況、停電状況や復旧目処に関する情報収集 ○ガス関係の被害状況や復旧目処に関する情報収集 ○上下水道の被害状況や復旧目処に関する情報収集 ○ＪＲ、空港、港湾の被害状況や復旧目処に関する情報収集
救出・救助班	○消防、警察、海上保安庁、自衛隊等が実施する救出救助活動の総合調整及び被災者の救出に関すること ○ヘリコプター等運用調整班との調整 ○消防応援活動調整本部との調整
避難者対策班	○避難状況の把握及び避難に係る調整に関すること ○避難所の運営等、避難に係る諸対策に関すること ○市町村における要配慮者対策の把握・支援に関すること ○緊急物資（食糧、水、生活必需品等）の調達、輸送、配分に関すること ○防災協定締結機関との連絡調整及び物資要請手続きに関すること ○社会福祉協議会を通じた災害ボランティア活動の状況把握、連絡調整に関すること
応急医療班	○医療救護に関する状況把握、連絡調整に関すること ○DMA T／救護班調整本部との調整に関すること

	○DMA T・救護班の派遣、受入に関する連絡調整に関すること ○医薬品等の供給対策に関すること
特命班	○災害対策本部指揮室における特命事項に関すること ○原子力災害対策に関すること
応援・受援班	○職員の派遣等に関すること ○市町村間の職員の派遣等に関すること ○緊急物資（食糧、水、生活必需品等）の輸送に係る関係機関との連絡調整に関すること

③ 設置場所

- a 災害対策本部指揮室は、本庁舎地下1階危機管理センターに設置する。
- b 要請を受けた関係機関等の職員は、指揮室が設置された危機管理センターに参集するものとし、活動状況等により別館地下1階大会議室を活用する。

④ 通知

本部長は、災害対策本部指揮室を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、地方本部長、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。

⑤ 廃止

本部長は、災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは災害状況に応じて災害対策本部指揮室を廃止する。

(オ) 廃止

知事は、災害の発生するおそれなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(カ) 通知

知事は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、地方本部長に通知するとともに、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通知する。

- ① 市町村長
- ② 防災会議構成機関の長
- ③ 内閣総理大臣及び国務大臣（防災担当大臣、消防庁長官等）
- ② 隣接県知事

イ 災害対策地方本部

(ア) 設置

災害対策本部を設置する場合は、知事は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。

(イ) 組織等

① 組織

地方本部に地方本部長を置き、地方本部長は総合振興局長又は振興局長及び東京事務所長とする。

地方本部長は、本部長の定めるところにより、災害対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

② 運営

地方本部の運営は、北海道災害対策本部条例（昭和37年北海道条例第54号）及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによる。

③ 所掌

地方本部の所掌事務は、北海道災害対策本部運営規程に定めるところによるが、その主なものは次のとおりである。

地 方 本 部	
総 務 班	1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達及び対策通報 2 被害状況等の収集及び報告 3 市町村長に対する応急措置の実施又は応援の指示権の行使 4 指定公共機関の出先の長等に対する応急措置の実施要請等 5 防災通信の運用 6 自衛隊の災害派遣要請 7 総合振興局又は振興局協議会に関すること
保健環境班	1 災害時の応急医療の調整 2 被災地の給水計画及び水道施設復旧の指導 3 被災地の防疫の実施指導 4 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持 5 被災地の保健衛生指導 6 被災地の医療品等の需給 7 救助実施の指導 8 社会福祉協議会を通じたボランティア活動への支援 9 被災地の廃棄物処理の調整・支援 10 被災に伴う環境の監視及び公害対策の指導 11 家庭動物の収容調整
産業経済班	1 災害時の応急食糧の供給 2 災害時の生活必需品、燃料その他物資の供給に関すること 3 災害応急対策資機材等の需給 4 被災各種産業の被害調査、応急措置及び復旧対策
土木技術班	1 災害時の関係公共土木施設被害調査及び災害応急対策の実施 2 被災地の交通情報の収集及び所管する交通路の確保 3 被災建物に係る調査（応急危険度判定等）
協 力 班	1 災害予防及び応急対策実施のための応援等

(ウ) 設置場所

地方本部は、関係する総合振興局又は振興局及び東京事務所に設置する。

なお、必要に応じて、地方本部に災害対策指揮室を設置することができる。この場合においては、次のとおりとする。

① 災害対策地方本部指揮室の設置

地方本部長は、災害の規模その他の状況により、当該災害に係る災害応急対策を推進するため、特別の必要があると認めるときは、関係機関等（基本法第23条第7項に規定する関係機関等）へ職員等の参集を要請し、初動対応の指揮命令を担う災害対策地方本部指揮室を設置することができる。

② 災害対策地方本部指揮室の組織等

a 組織

地方本部指揮室に指揮室長を置き、指揮室長は副地方本部長とする。

指揮室長は、指揮室の各班及び指揮室に属する職員を指揮監督する。

災害対策本部の各班に属する職員は、必要により指揮室の要員を兼ねる。

b 運営

災害対策地方本部指揮室の運営は、北海道災害対策本部運営規程及び北海道災害対策本部運営要領に定めるところによる。

c 所掌

地方本部指揮室には、災害対策本部の指揮室に準じた班を置く。なお、班の職員及び所掌事務は、別に当該地方本部の地方本部長が定める。

③ 設置場所

災害対策地方本部指揮室は、当該振興局が定める場所に設置する。

④ 通知

地方本部長は、災害対策地方本部指揮室を設置、又は廃止したときは、直ちに地方本部員、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。

⑤ 廃止

地方本部長は、災害応急対策がおおむね完了したとき、若しくは災害状況に応じて災害対策地方本部指揮室を廃止する。

(エ) 廃止

知事は、災害の発生するおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、地方本部を廃止する。

(オ) 通知

知事は、地方本部を設置したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めるものに通知する。

なお、廃止した場合は、設置の場合に準ずるものとする。

① 市町村長

② 防災会議構成機関の長

ウ 現地災害対策本部等

(ア) 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(イ) 組織等

① 現地本部は、北海道災害対策本部条例に基づき、災害対策本部及び地方本部員の職員のうちから、本部長が指名する者をもって組織する。

② 被災地を所管する災害対策地方本部長が現地本部副本部長に指名された場合、地方本部各班は災害対策に必要な連絡調整員を現地本部関連班に派遣し、一体的な対策を実施するものとする。

③ 住民避難や学校施設被害が想定される場合、教育対策本部は、連絡調整員を現地本部生活福祉班に派遣するものとする。

④ 所掌

班	所 掌 事 務
総 務 班	- 被災情報、措置状況等の収集、記録及び各災害対策本部への伝達 - 現地本部員会議、関係災害対策本部調整会議等の実施 - 防災無線、ネットワーク等通信の確保
広 報 班	- 住民への情報提供 - 各種報道対応
保健医療班	- 傷病者搬送（トリアージ）の調整 - 医療救護活動の支援及び地元病院等関係機関との調整 - 防疫対策の指導
生活福祉班	- 救助物資、災害救助法に関する調整 - 避難所、仮設住宅、ペット等の調整、支援 - 社会福祉協議会を通じたボランティア等との調整・支援
産業班	- 農林水産業、商工業に関する被災状況等の把握 - 農林水産業、商工業に係る応急対策の調整、指導、実施
建設土木班	- 所管の公共土木施設等に関する被害状況等の把握 - 所管の公共土木施設等に係る応急対策の調整、実施 - 被災地の交通情報の把握及び所管交通路の確保

(ウ) 通知

本部長は、現地本部を設置、又は廃止したときは、直ちに本部員、地方本部長、関係市町村長及び関係する防災関係機関の長に通知する。

(エ) 廃止

本部長は、被災現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

(オ) 現地災害対策連絡本部の設置

連絡本部長は、アからエの規定に準じて、現地災害対策連絡本部を設置することができる。

〔参考〕 北海道災害対策本部条例

北海道災害対策本部運営規程

北海道災害対策本部運営要領

2 市町村の災害対策組織

市町村長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

3 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 災害対策現地合同本部

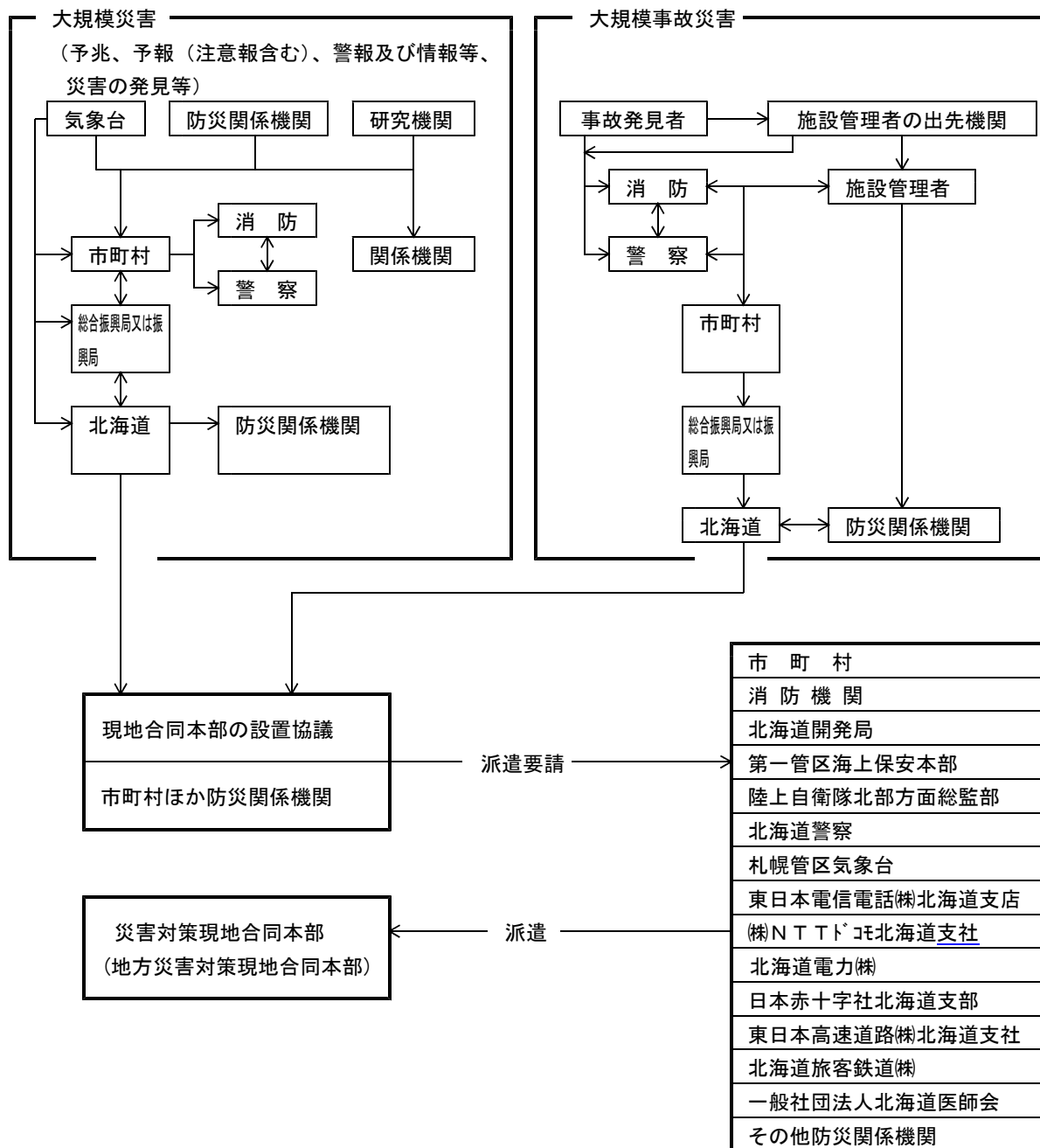
(1) 設置

災害対策現地合同本部は、大規模な災害が発生した際に、防災機関が相互に協議し、現地において災害対策を連携して行うことが必要なときに設置する。

また、災害の状況等により必要な場合は、災害発生地域の防災関係機関による地方災害対策現地合同本部を設置することができる。

災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統は、次のとおりである。

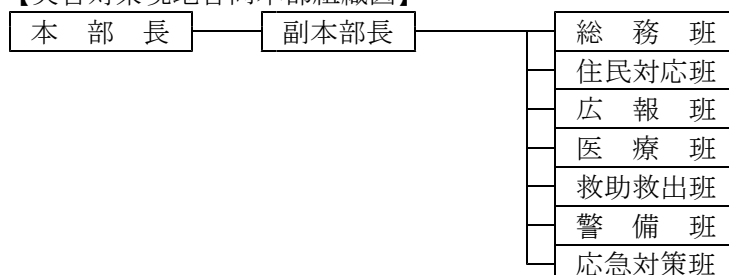
災害対策現地合同本部等設置に関する情報伝達系統



(2) 組織等

災害対策現地合同本部の組織は、次のとおりとする。

【災害対策現地合同本部組織図】



現地合同本部等の業務分担(基準)

班	担 当	内 容	主な担当機関
総 務 班	総 務 担 当	現地合同対策本部の庶務	北海道、市町村、通信関係機関、施設管理者
	調 整 担 当	関係機関の調整（応援・協力の要請）	北海道、市町村、気象台
住民対応班		被災者家族への対応等	北海道、市町村、施設管理者
広 報 班		報道対応、住民への情報提供	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者
医 療 班	応急措置対応	被災者のトリアージ・応急処置等	北海道、消防、医師会、日赤
	健康管理対応	被災者家族等の健康管理・対応等	北海道、市町村、医師会、日赤
救助救出班		救助救出方法の検討、調整、実施	警察、消防、施設管理者、市町村 （自衛隊、海保～派遣があった場合）
警 備 班		被災現場の交通規制、立入制限等	警察、海保、施設管理者、市町村
応急対策班		災害応急措置等	北海道、市町村、防災関係機関、施設管理者 （自衛隊～災害派遣があった場合）

※ 施設管理者は、事故災害の場合のみ

(3) 運営等

災害対策現地合同本部設置要綱に定めるところによる。

(4) 廃止

災害対策現地合同本部等は、災害応急対策がおおむね完了したときに、防災関係機関が相互に協議し廃止する。

5 消防応援活動調整本部

(1) 設置

緊急消防援助隊の出動が決定された場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、消防組織法第44条の2及び「北海道消防応援活動調整本部設置規程」に基づき、知事が消防応援活動調整本部を設置し、連絡調整等を行うものとする。

ア 調整本部は、被災地が複数の市町村である場合、又は、被災地が一つの市町村であっても被害の状況等から必要があると認める場合には、設置するものとする。

イ 調整本部は、北海道庁本庁舎内に設置する。ただし、必要に応じ被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。

(2) 運営等

北海道消防応援活動調整本部設置規程に定めるところによる。

(3) 廃止

調整本部は、北海道知事の応援要請の解除決定に伴い、北海道内における緊急消防援助隊の活動が全て終了した時点において、廃止するものとする。

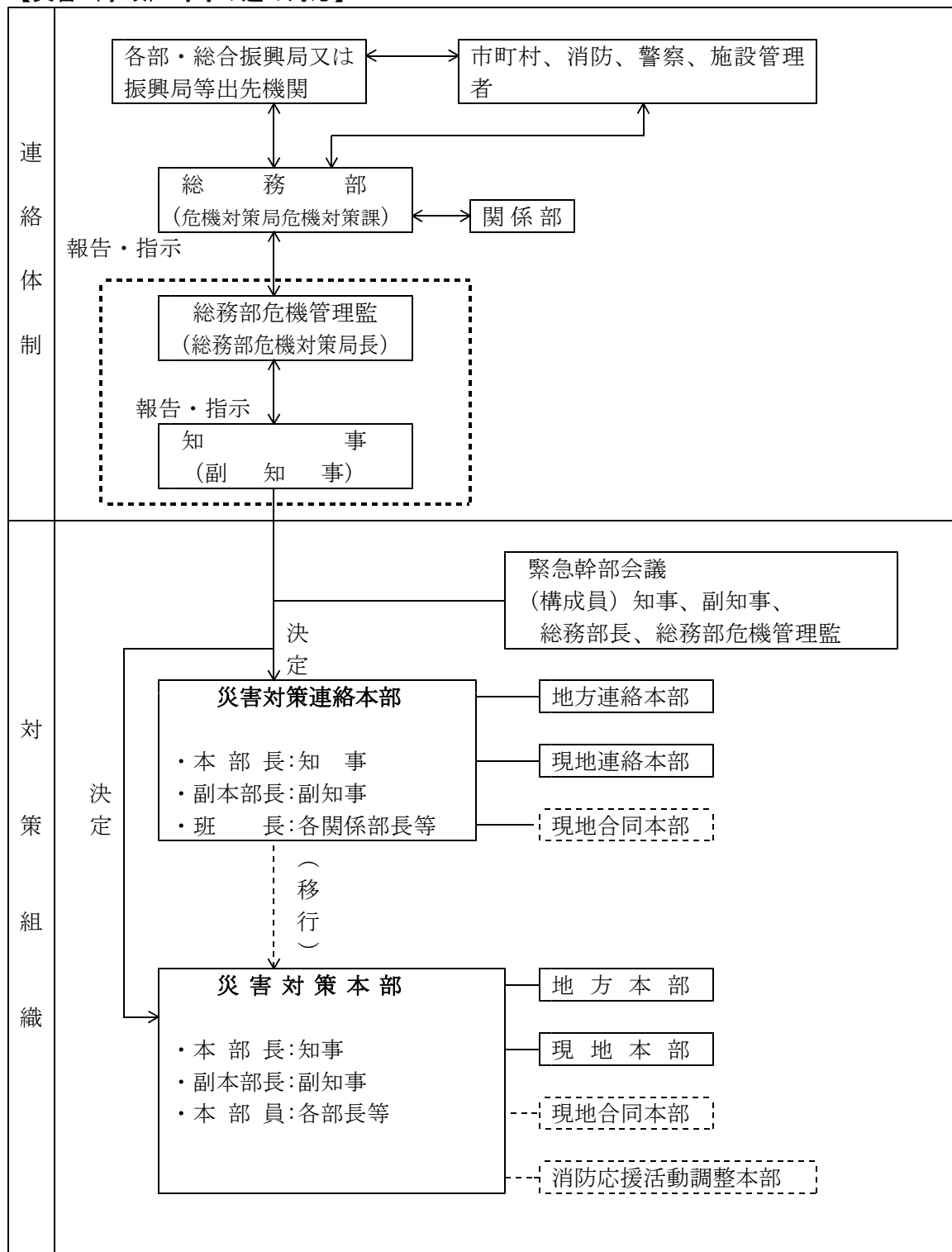
6 民間団体との協力

道及び市町村は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

7 知事の職務の代理

緊急幹部会議の招集や災害対策（連絡）本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故あるときは、副知事がその職務を代理する。

【災害（事故）時等の道の対応】



第2 道職員の動員配備

1 配備計画

各部局長、総合振興局又は振興局長等は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。

2 配備基準等

配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

区分	体制	配 備 基 準	配 備 人 員
連絡本部の設置前	第1 非常配備	1 道内に震度4の地震が発生したとき 2 本道沿岸に「津波注意報」が発表されたとき。	配備計画の第1 非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
連絡本部の設置後	第2 非常配備	1 道内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 本道沿岸に「津波警報」が発表されたとき。 3 道内に局地的な地震・津波災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき。 4 連絡本部長が指示したとき。	配備計画の第2 非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
災害対策本部の設置後	第3 非常配備	1 道内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 本道沿岸に、「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき。 3 道内に大規模な地震・津波災害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき。 4 本部長が指示したとき。	配備計画の第3 非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変な配備体制を整えるものとする。

3 職員の配備体制

(1) 連絡本部設置前

ア 第1 非常配備要員は、配備基準に該当する地震等が発生したときは、直ちに配備体制につく。

イ 第1 非常配備に関わる指揮監督は、各部局長が行う。

なお、総括は総務部危機管理監が行う。

(2) 連絡本部設置後

ア 連絡本部長は、連絡本部の設置を決定したときは、直ちに第2 非常配備体制をとるよう各班長及び地方連絡本部長に通知する。

イ 各班長及び地方連絡本部長は、連絡本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第2 非常配備体制をとる。

(3) 災害対策本部設置後

- ア 災害対策本部長は、災害対策本部の設置を決定したときは、直ちに第3非常配備体制をとるよう各班長及び地方本部長に通知する。
- イ 各班長及び地方本部長は、災害対策本部の設置が決定されたときは、配備計画に基づき第3非常配備体制をとる。

4 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき自身の安全の確保に十分に配慮しつつ、直ちに所属、又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

5 休日・夜間の連絡体制の確保

地震・津波災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、道、市町村及び防災関係機関は、休日、夜間においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡が取れない場合を想定した自主参集などについても、連絡体制の中に定めておくものとする。

第2節 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注） 緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

- (1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

- (2) 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- (3) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(1) 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さの予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 mを超える	10 m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5 mを超え10 m以下	10 m		
		3 mを超え5 m以下	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 mを超え3 m以下	3 m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m以上、1 m以下	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- (注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報等が発表された時や震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために
管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁
及び管区気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表

(3) 津波に関する情報

津波警報等が発表された場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報
が発表される。

	情報の種類	発表内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、第2の2の（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	1mを超える	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報（特別警報）または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）

または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を発表中	3mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

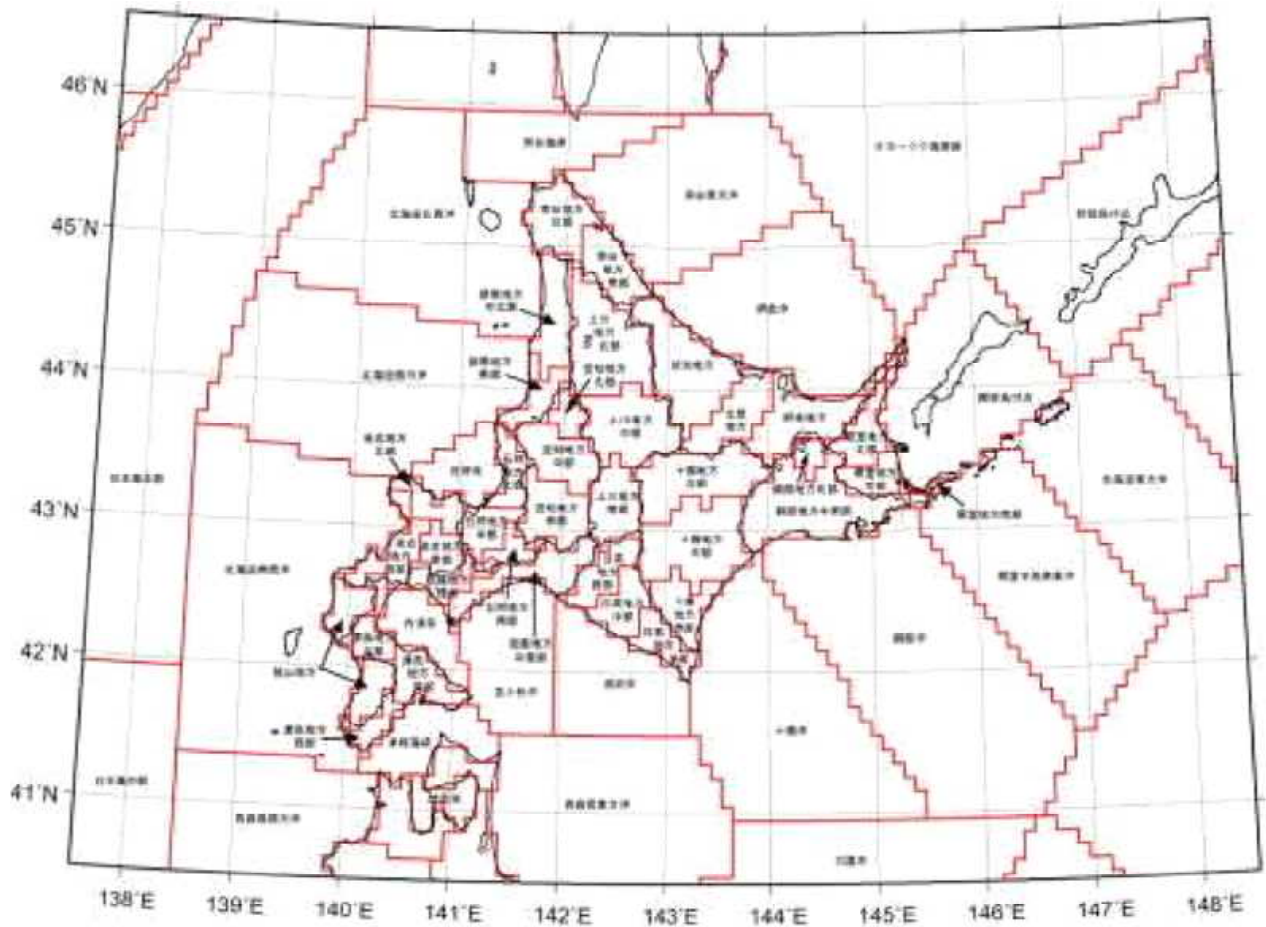
第3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

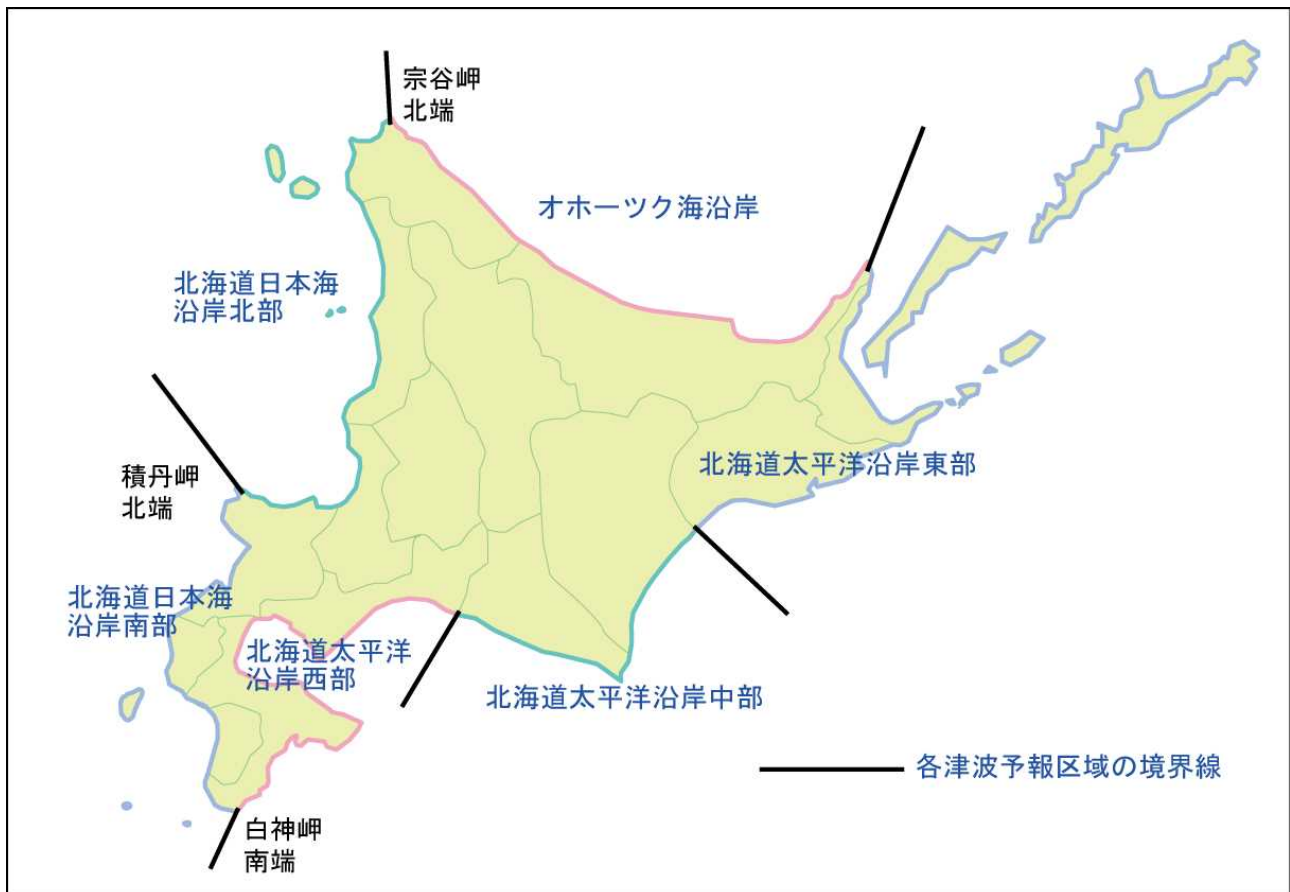
1 緊急地震速報で用いる区域等の名称



2 震央地名

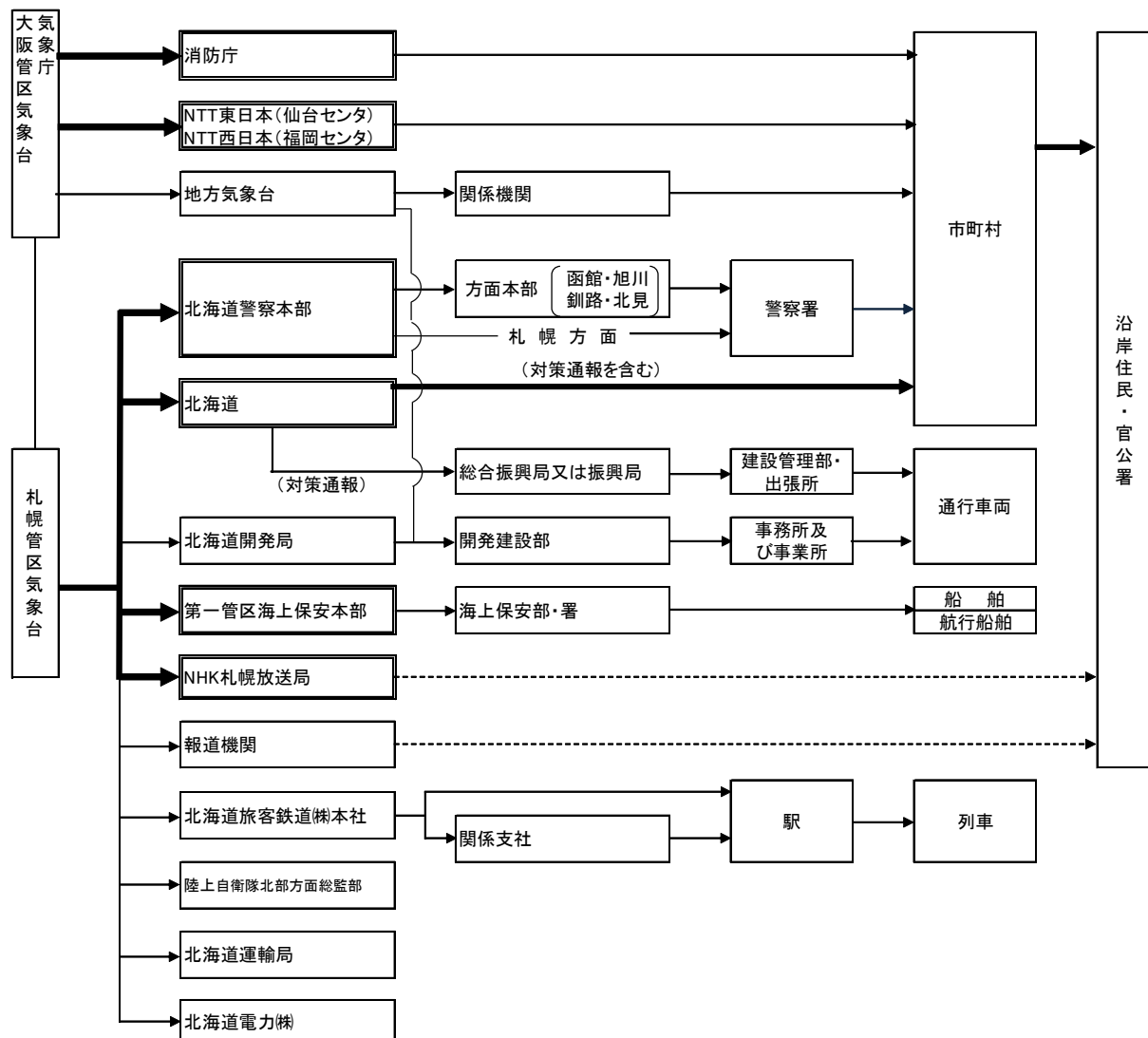


3 津波予報区



第4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



※注) (二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

(太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

----> は、放送

—> は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

- ・ NTT東日本(仙台センタ)及びNTT西日本(福岡センタ)には、津波警報と大津波警報(特別警報)の発表と解除のみ通報
- ・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

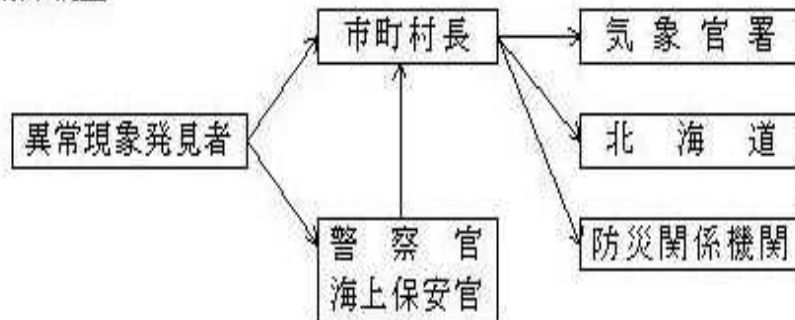
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた市町村長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項 異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図



(平成21年3月31日)

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
	軽微なひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 	大きなひび割れ・亀裂 傾く 倒れる 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微なひび割れ・亀裂 ひび割れ・亀裂 大きなひび割れ・亀裂 	傾く 倒れる 

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注 4) この表中のイラストは、DATS(Damage Assessment Training System)の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

(注 5) なお、図は特定の構法(在来軸組木造)を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりである。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- 1 道及び市町村は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めることとし、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）などで受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努めるものとする。
- 2 道、市町村及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。（参考資料編8－2 帰宅支援に関する協定）

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

- 3 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、道、市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

- 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

- 5 道及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 道災害対策本部（連絡本部・指揮室）設置

- (1) 道災害対策本部（連絡本部・指揮室）を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、市町村及び関係する防災関係機関へ通報する。
- (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたとき（市町村及び防災関係機関が設置した場合を含む。）は、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2 道への通報

市町村及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3 国への報告

- (1) 道は、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関からの報告を取りまとめ、災害の全般的な状況について、次の基準により、国（消防庁経由）に逐次報告する。
道が、国へ報告すべき基準は、次のとおりである。
ア 道において災害対策本部を設置した災害
イ 災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等から特に必要があると認められる程度の災害
ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
エ 道は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の国（消防庁経由）への報告に努める。
オ 道は、震度4以上を記録した場合、国（消防庁経由）に報告する。

4 市町村の報告

- (1) 市町村は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（但し、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）
なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- (2) 市町村は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 道及び市町村は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 孤立防止対策用衛星電話(Ku-1ch)による通報
通信回線の途絶による地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関（市町村等）に設置している孤立防対策用衛星電話(Ku-1ch)を通じて通報するものとする。
- 7 衛星通信による通報
道は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶の恐れがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、道、市町村等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、総合振興局長又は振興局長及び市町村長は、別に定める「災害情

報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」（資料編２－２参照）及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

なお、市町村長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注１)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注２)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線（注３）		5017	5010

「＊」各団体の交換機の特番

(注１) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注２) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注３) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7514
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注１)	電話	*-90-49175
	FAX	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注２)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線		5010

第4節 災害広報・情報提供計画

道、市町村及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画に定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

道、市町村及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 道、市町村及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、郵便局、インターネット、SNS、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。
- (2) 道、市町村及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、道及び市町村は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 道の広報

市町村及び関係機関等から情報収集した上で、報道機関への情報提供等により被災市町村地域内外に対し、主に次の情報を適切に提供する。

- (1) 津波に関する情報（特別警報、警報、注意報、危険区域等）
- (2) 避難について（避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等）
- (3) 交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域）
- (4) 火災状況（発生箇所、避難等）
- (5) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (8) 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (9) 道路・橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備情報・高齢者等避難開始、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、これに伴う復旧状況を定期的に道民に広報するとともに、北海道災害対策（連絡）本部に対し、情報の提供を行う。

5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報を取りまとめて広報を実施する。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、道又は市町村に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた道又は市町村長は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた道又は市町村は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 道又は市町村は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての道又は市町村の対応

道及び市町村は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任者及び措置内容

火災、山(崖)崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、市町村長等避難実施責任者は、次により避難勧告等を行う。

特に、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発令する必要がある。

なお、避難勧告等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

1 市町村長(基本法第60条)

- (1) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

ア 避難のための立退きの勧告又は指示

イ 必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

エ 大津波警報(特別警報)など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置

また、避難勧告等の発令等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

- (2) 市町村長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 市町村長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長に報告する(これらの指示等を解除した場合も同様とする。)

2 水防管理者(水防法第29条)

- (1) 水防管理者(水防管理者水防管理団体である市町村の長等)は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長又は振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員(基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

- (1) 知事(総合振興局長又は振興局長)又は知事の命を受けた職員は、洪水又は高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。

また、知事(総合振興局長又は振興局長)は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合において

も、市町村長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市町村長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により市町村長が避難の勧告及び指示に関する措置ができない場合は当該市町村長に代わって実施する。

(3) 総合振興局長又は振興局長は、市町村長から避難勧告、避難指示（緊急）、立退きの指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、市町村長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、市町村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により市町村長から要求があったとき、又は市町村長が避難の指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、市町村長に通知するものとする。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

(2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

(4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

(5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

市町村、道（総合振興局又は振興局）、北海道警察本部（警察署等）、第一管区海上保安本部（海上保安部署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 市町村

市町村は、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

市町村は、避難勧告を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

(2) 国や道の関係機関

市町村から助言を求められた国や道の関係機関は、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察

市町村長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第3 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

市町村長は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難勧告等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者を含む要配慮者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難の勧告・指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

第4 避難方法

1 避難誘導

- (1) 避難誘導は、市町村の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、市町村の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

- (2) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。
- (3) 市町村の職員、消防職・団員、水防団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、市町村において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 市町村は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。
- (3) 道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。
- (4) また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 道の対策

道は、市町村における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害発生時に市町村において福祉避難所を開設した場合、市町村の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

2 市町村の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

市町村長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

市町村は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市町村は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

市町村は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

市町村は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

市町村は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

3 外国人に対する対策

道及び市町村は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- ア 多言語による広報の充実
- イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第6 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難に当たっては、市町村の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第7 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所の開設

市町村は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第9 避難所の開設

- 1 市町村は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 2 市町村は、さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 3 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 4 市町村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

第10 避難所の運営管理等

避難所の運営は、関係機関の協力のもと市町村が適切に行うものとする。

- 1 市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- 2 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、避難所ごとにそこに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 4 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努め

るものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。

- 5 市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- 6 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 7 道及び市町村は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（資料編 8－2 参照）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- 8 道及び市町村は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

第11 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 地震・津波による災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当該市町村が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該市町村長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。
また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。
ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。

3 広域一時滞在避難者への対応

道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、当該市町村又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに当該市町村長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第6節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市町村をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

2 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

3 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、市町村から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市町村のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

4 市町村（消防機関）

市町村（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、市町村は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

市町村及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

第一管区海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

3 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「応急活動体制」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

（参考資料編8－2 救助・救援等に関する協定）

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市町村における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

第1 消防活動体制の整備

市町村は、その地域における地震災害を防ぎ、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市町村は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

市町村は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- ・ 消防相互応援
- ・ 広域航空消防応援
- ・ 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

市町村は、大地震時における火災防ぎ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

沿岸市町村など次の機関は、札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

1 沿岸市町村

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 北海道

津波情報の収集、沿岸市町村との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 北海道警察

札幌管区気象台が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、沿岸市町村長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 沿岸市町村

市町村長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう伝達する。

2 北海道

市町村が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合、知事は、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

また、市町村から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

3 北海道警察

札幌管区気象台が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 第一管区海上保安本部

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第3 災害情報の収集

道、北海道警察及び第一管区海上保安本部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第9節 災害警備計画

地震・津波災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備についての計画は、次のとおりである。

第1 災害警備の実施

北海道警察及び第一管区海上保安本部は、それぞれ陸上及び海上における災害警備対策を実施する。

第2 被災地域における災害警備

北海道警察は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び道民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

1 災害警備体制の確立

地震、津波が発生した場合、その災害の規模、様態に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

2 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、市町村、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。
- (3) 地震、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出、救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第3 海上における治安の維持

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う。
- 2 巡視船艇により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第10節 交通応急対策計画

地震、津波の発生に伴う道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、次のとおりである。

第1 交通応急対策の実施

1 北海道公安委員会（北海道警察）

- (1) 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行う必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置を取ることができる。

この場合において、当該措置を取るためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 第一管区海上保安本部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

3 東京航空局道内各空港事務所

- (1) 航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。
- (2) 緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

4 北海道開発局

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

6 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

7 市町村（消防機関）

- (1) 市町村が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等

を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置を取らないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置を取ることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

8 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に限り次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (3) 現場の被災工作物等の除去等

9 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」(資料編8-2)等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 車両の確認

知事（総合振興局長又は振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の利用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（総合振興局又は振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

道、市町村及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

3 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、道民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又

は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 規制対象除外車両等

ア 傷病者の救護又は医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

イ 報道機関の緊急取材のために使用中の車両

ウ 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両

エ 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中の車両。

(ア) 道路維持作業用自動車

(イ) 通学通園バス

(ロ) 郵便物の収集又は配達のため使用する車両

(ハ) 電報の配達のため使用する車両

(ニ) 廃棄物の収集に使用する車両

(ホ) 伝染病患者の受入れ又は予防のために使用する車両

(ヘ) その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(2) 道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路㈱北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

- (2) 道内全域
- (3) 対象道路

既設道路及び概ね平成27年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は10,710kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長6,908km〉

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路〈道路延長3,560km〉

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長243km〉

(参考)

資料編8-2 燃料に関する協定

第 1 1 節 輸送計画

地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は、次のとおりである。

第 1 実施責任

基本法第 50 条第 2 項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

1 北海道運輸局

鉄道、軌道及び自動車輸送並びに海上又は港湾輸送の調整及び確保を図る。

2 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

3 日本通運株式会社札幌支店

自動車による輸送を実施する。

4 東京航空局道内各空港事務所

航空機の運航方法、時期などの調整を行い、安全な航空輸送の確保を図る。

5 北海道

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局、空港事務所、又は第一管区海上保安本部に輸送の措置を要請する。

6 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

7 第一管区海上保安本部

人員又は物資の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係機関の要請があったときは、迅速かつ積極的に実施する。

第 2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 北海道運輸局

(1) 陸上輸送

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し、輸送を命ずるための必要な措置を講ずる。

(2) 海上輸送

災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の安全の維持のため必要がある港湾輸送又は海上輸送であり、かつ自発的にその業務及び航海を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、貨物の取扱又は輸送を、船舶運航事業者に対して航海を命ずるための必要な措置を講ずる。

2 北海道

知事は、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、北海道運輸局及び道内各空港事務所に対し、輸送の措置及び第一管区海上保安本部に輸送を要請する。

その他特別な理由がある場合は、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送業者又は船舶運送業者に対し、輸送を命じるための必要な措置を講ずる。

3 運送事業者等

鉄道事業者及び、自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により運送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

4 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、必要に応じて又は関係機関から要請を受け、傷病者、医師、避難者等又は救援物資の緊急輸送を巡視船艇及び航空機により実施する。

第3 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

(参考)

資料編 8－2 「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定」

第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

道内において地震・津波災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 北海道

道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第3章第28節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 札幌市

北海道広域消防応援協定による相互応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

3 北海道開発局、第一管区海上保安本部、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害（事故）対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第5 市町村の対応等

市町村長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第 13 節 食料供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりである。

第 1 実施責任

1 市町村

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第 2 食料の供給

1 市町村

市町村は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、市町村において調達が困難な場合、市町村長は、その確保について総合振興局長又は振興局長を通じ知事に要請する。

2 北海道

知事は、市町村長から要請があったときは、食料を調達し、市町村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

また、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。その際には、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。

なお、米穀については、必要に応じ、別記「災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」により、農林水産省生産局長と協議の上、政府米を応急用米穀として確保し、市町村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

3 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

第 3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第11節 輸送計画」により措置するものとする。

別記

災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例（「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」抄）

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

- (1) 農林水産省生産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。
 - ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合
 - イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合
- (2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。
 - ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする
 - イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける
 - ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。
 - エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない
 - (ア) (1)のアの場合は、30日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内)であって局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - b 自衛隊の派遣が行われていること。
 - c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。
 - (イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

- (1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書(案)様式4-20)により契約を締結する。
- (2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

※ 様式4-20 売買契約書については、資料編9-2 参照

(参考)

資料編8-2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

第14節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 市町村

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

市町村は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化（ろ過、滅菌）して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

市町村は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

2 北海道

市町村の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の斡旋調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車、散水車、消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用にあたっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

市町村長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する応急給水について必要な要請を講ずるものとする。

（参考）

資料編8－2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 市町村

- (1) 災害救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村長が実施することとし、適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、市町村長が行うものとする。
- (2) 物資の調達、輸送
 - ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
 - イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
 - ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

2 北海道

- (1) 知事は、災害時における災害救助用物資について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行う。

なお、市町村における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。
- (2) 市町村長に物資を配分速達するときは、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給（貸）与するよう指導する。
- (3) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

 - ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - イ 被災施設への応接、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

- (1) 北海道経済産業局

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 実施の方法

- 1 市町村長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐための衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- 2 知事は、市町村長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

第3 生活必需物資の確保

- 1 災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。
- 2 知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等（「以下「関係団体」という。」）に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。
また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図る。
- 3 知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、知事は、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第71条第1項の規定に基づく保管命令又は収用処分により必要数量を確保するものとする。
- 4 知事は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。
- 5 道及び市町村は、住民自らが平常時から食料・飲料水の他に、救急用品、衣類、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう啓発、広報に努めるものとする。

第4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

- 1 被災者の救援用物資として備蓄している物は次のとおりである。
 - ・ 毛布
 - ・ 緊急セット
 - ・ 拠点用日用品セット
 - ・ 安眠セット
- 2 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」により、あらかじめ地区に備蓄するものとする。

(参考)

資料編8－2 食料・飲料・生活物資の供給等に関する協定

第 16 節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 市町村

市町村長は、市町村が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能となったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

2 北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

第 2 石油類燃料の確保

1 災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

2 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行う。

また、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

(参考)

資料編 8-2 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」

第 17 節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

第 1 上水道

1 応急措置

水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

2 広報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第 2 下水道

1 応急復旧

下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

2 広報

下水道管理者は、地震・津波により下水道施設に被害のあった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第 3 電気

1 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際して、この計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

2 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

第 4 ガス

1 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

2 広報

ガス事業者は、地震・津波によりガス施設に被害のあった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

第 5 通信

1 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

2 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなど

の報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

第6 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに 応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第 18 節 医療救護計画

地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

第 1 基本方針

- 1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市町村が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - (4) 助産救護
 - (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。
- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第 2 医療救護活動の実施

1 北海道

- (1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣等調整本部」を設置し、円滑な医療提供体制の構築に努める。
- (2) 道は、災害救助法を適用した場合、又は市町村から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めたときは、適時適切な場所に救護所を設置する。
また、避難所の設置が長期間にわたる場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 道は、被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 道は、災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等により編成する救護班を派遣する。
- (5) 道は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

- (6) 道は、必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の編成に必要な医師、薬剤師、看護師、臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

2 市町村

- (1) 市町村は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 市町村は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。
また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム（D M A T）を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療材料等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

4 協力機関等（協定書については、資料編 8－2 参照）

- (1) 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所は、独立行政法人国立病院機構各病院の救護班の連絡調整並びに派遣及び医療救護活動を行う。
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人労働者健康福祉機構は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
- (3) 日本赤十字社北海道支部
日本赤十字社北海道支部は、独自の判断で赤十字病院の救護班を派遣するほか、道の要請がある場合にも同様に赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、災害救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。
- (4) その他の公的医療機関の開設者
医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記(3)を除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。
- (5) 北海道医師会
北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、第 1 の 4 に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (6) 北海道歯科医師会
北海道歯科医師会は道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (7) 北海道薬剤師会
北海道薬剤師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。
なお、救護班の業務内容は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

- (8) 北海道看護協会
北海道看護協会は、道の要請に基づき、看護職を派遣し、看護職医療救護活動を行う。
なお、看護職の業務内容は、「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。
- (9) 北海道柔道整復師会
北海道柔道整復師会は、道の要請に基づき、柔道整復救護班を派遣し、医療救護活動を行う。
なお、柔道整復救護班の業務内容は、「災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

第3 搬送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、道、市町村又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第4 医薬品等の確保

1 北海道

道は、市町村から医薬品等の供給について要請を受けたときは、道が備蓄する医薬品等を供給するほか医薬品等の調達について関係機関・団体に対し要請又は斡旋を行うとともに、状況に応じて道立医療機関が所有している医薬品等を供給する。

2 市町村

市町村は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第5 広域的な医療救護活動の調整

道は、必要に応じ、他県等に対して医療救護活動の応援を要請するとともに、他県等の医療救護班及び医療ボランティア等の受入れに係る調整を行う。

第6 臨時の医療施設に関する特例

道及び市町村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

(参考)

資料編 8－2 医療・医薬、医薬品、医療機器に関する協定

資料編 8－2 燃料に関する協定

第 19 節 防疫計画

地震・津波災害時における被災地の防疫に関する計画は、次のとおりである。

第 1 実施責任

道及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

1 北海道

- (1) 感染症の発生を予防し、またはまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を指導する。
- (2) 市町村が実施する防疫に関する業務を指導、支援しかつその総合調整を行う。
- (3) 地域内における保健指導等を円滑に行うための総合調整に努めるものとする。

2 市町村

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 当該地域を管轄する保健所長の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第 2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、知事及び市町村長は次の班等を編成しておくものとする。

1 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師 1 名、保健師 1 名（又は看護師）その他の職員 1 名をもって編成するものとする。ただし、知事は調査班の稼働能力等を考慮し、緊急度に応じ必要と認められるときは、保健師（看護師） 1 名、その他の職員 1 名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

2 防疫班の編成

- (1) 市町村長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため防疫班を編成するものとする。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第 3 感染症の予防

- 1 知事は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。
 - (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
 - (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
 - (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
 - (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
 - (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
 - (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、市町村等と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行うこと。

- (2) 市町村地区内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

知事は、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施し、又は市町村長に実施させるものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ市町村長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

市町村長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

市町村長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

市町村長は、感染症法第31条の第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的処理に留意して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において市町村長は、当該井戸等の設置者等に対し北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

知事は、感染症に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

第5 避難所等の防疫指導

市町村長は、避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

避難所等の管理者、市町村内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

る。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上、必要があると認めた時は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、被災地域の立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

家畜保健衛生所長は、家畜の伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又はねずみ、有害昆虫の防除を実施させるものとする。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

第20節 廃棄物等処理計画

地震・津波災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理・処分及び死亡獣畜等の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務に関する計画は、次のとおりである。

ただし、住民又はその周辺に運ばれた土石、竹林等の除去については、第3章第27節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

1 北海道

- (1) 総合振興局長又は振興局長は、被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- (2) 道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

2 市町村

- (1) 被災地における廃棄物の処理は、市町村が実施するが、損壊家屋等の災害廃棄物や避難所から排出される生活ごみ及びし尿の処理及び廃棄物処理施設の被災等により、当該市町村のみで適正に処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に支援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

市町村長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、市町村長は、基本法に基づき、環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町村及び道への協力要請を行うものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合、又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する（総合振興局保健環境部長等の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却等の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) (1)及び(2)において埋却する場合にあっては、1m以上覆土するものとする。

（参考）

資料編8－2 災害廃棄物の処理に関する協定

第 2 1 節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第 1 実施責任

1 北海道

- (1) 総合振興局長又は振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。
- (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

2 市町村

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第 2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。
- 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

(参考)

資料編 8－2 災害時における動物救護活動に関する協定

第２２節 文教対策計画

地震・津波によって、児童生徒等の安全の確保や、通常のエ育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第１ 実施責任者

１ 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するために、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動を取ることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

２ 北海道・市町村

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は市町村長が知事の委任により実施する。

第２ 応急対象実施計画

１ 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮庁舎、仮運動場の建築も検討するものとする。

２ 教育の要領

(1) 災害状況に応じた「特別教育計画」を立て、できるだけ授業の確保に努める。

特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

- イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする）。
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに避難の受入れが授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

道教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあっては、道及び学校設置者）は、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 避難所として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 北海道

災害救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

2 市町村

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は、避難所の設置及び住宅の修理を実施する。

また、市町村長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

市町村長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当しなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障害者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、当該市町村が行う。

(3) 応急仮設住宅の設置

原則として応急仮設住宅の設置は知事が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

道及び市町村は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸（室）当たり平均29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て、若しくは共同建てとし、その仕様は、

「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市町村長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

道及び市町村は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市町村が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する

必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地市町村に譲渡し、管理は建設地市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の資格

- (ア) 当該災害発生の日から3か年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 当該災害発生後3か年間は、月収214,000円以下（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）で事業主体が条例で定める金額を超えないこと。
- (ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等の斡旋、調達

- 1 市町村長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 道は、市町村長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

道及び市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(参考)

資料編8-2 住宅の支援に関する協定

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急危険度判定の実施

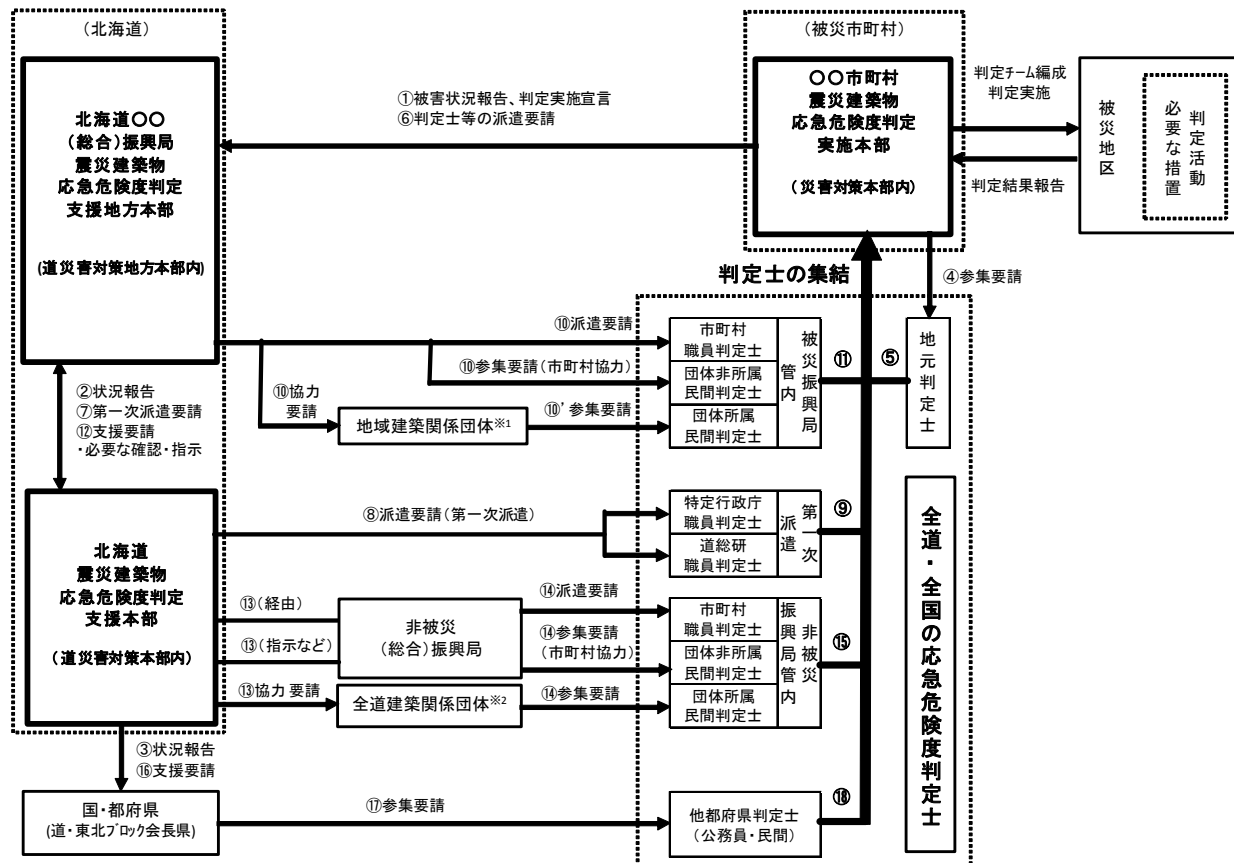
地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

道及び市町村は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。



※1 地域建築関係団体:被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会〇〇支部)

※2 全道建築関係団体:全道連絡協議会の会員である建築関係団体(例:建築士会(本部))

2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険:建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意:建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済:建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道は、市町村と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

市町村において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、次のとおりである。

第1 危険度判定の実施

1 危険度判定の実施の決定

市町村長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の支援

知事は、市町村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

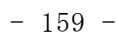
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第2 事前準備

道及び市町村は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次の事項に努める。

- (1) 道と市町村は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 道は、国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 道は、市町村及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 市町村は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

北海道要綱の流れ



第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

1 市町村長

災害救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 警察官

3 海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

市町村長が、消防機関、警察官及び海上保安官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存（市町村）

ウ 検案

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 安置場所の確保

市町村は、遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

ア 市町村長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

ウ 埋葬の実施が市町村において実施できないときは、関係機関や協定に基づく協力を得て行う。

4 平常時の規制の適用除外措置

市町村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

(参考)

資料編 8－2 葬祭の支援に関する協定

第27節 障害物除去計画

地震・津波災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川及び海岸の保全に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸の保全に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、災害救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとする。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第3章第10節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 北海道財務局、道及び市町村は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第10節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第28節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本計画の定めるところによる。
なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難対策計画第10」による。

第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

1 市町村に対する応援（受援）

(1) 道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

また、市町村の応援が円滑に行なえるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行う。

(2) 被災市町村長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。

(3) 知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき市町村相互間の応援について必要な指示又は調整・要求を行う。

(4) 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するよう努めるものとする。

(5) 知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村長から応援の求め又は災害応急対策の実施を要請されたときは、適切に応援又は災害応急対策を実施する。この場合において、道は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

(6) 知事（総合振興局長及び振興局長）および市町村長は、被災市町村と連絡が取れない又は緊急を要する場合であって必要と認めるときは、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 道から他の都府県に対する応援の要求

(1) 北海道において地震等による大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき、他の都府県知事に対して応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

(2) 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

また、他県等の応援が円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他県等の応援の受入体制を確立しておく。

3 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道において地震等による大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理

由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

4 他の都府県等からの応援要求への対応

(1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。

(2) 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

○「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくブロック内応援

被災道県	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

○「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づくブロック間応援

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道・東北	関東
関東	北海道・東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

・関東ブロックからブロック間応援の要請があった場合には、次の割当により現地調査員を派遣し、情報収集の上、支援道・県を決定する。（大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン）

被災県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
（以下省略）		

第2 消防機関

- 地震等による大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 地震等による大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料編9-2 行政機関に関する協定）及び「緊急消防援助隊受援計画」

(資料編 9－3 各種計画等)に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は自衛隊（指定部隊の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

- (1) 知事（総合振興局長又は振興局長）
- (2) 海上保安庁長官
- (3) 第一管区海上保安本部長
- (4) 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 要請先

表3-28-1参照

3 要請手続等

- (1) 市町村長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、市町村長は、必要に応じてその旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 市町村長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記アの手続きを行うものとする。

4 受入体制

市町村長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう市町村担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

5 調整

知事（総合振興局長及び振興局長を含む。）は、市町村の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

6 経費等

- (1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、市町村等）において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携強化

1 総合調整

知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

- 2 知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

3 連絡体制の確立

知事（総合振興局長又は振興局長）、市町村長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

4 連絡調整

知事（総合振興局長又は振興局長）、市町村長等は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、内閣府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、自衛官が次にあげる措置を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

表3-28-1 災害派遣要請先（指定部隊等の長）一覧

1 陸上自衛隊

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部方面総監		防衛部運用室	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116 内線～2574 ～2575 ～2576	北海道	北海道全域
第2師団	第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町	0166-51-6111 内線2791 (当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域
	第3普通科連隊長(名寄駐屯地司令)	連隊第3科	名寄市内淵84	01654-3-2137 内線230 (当直302)	上川、宗谷の各総合振興局	士別市、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村、稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻富士町、利尻町、猿払村、幌延町
	第25普通科連隊長(遠軽駐屯地司令)	連隊第3科	紋別郡遠軽町向遠軽272	01584-2-5275 内線230 (当直302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村
	第26普通科連隊長(留萌駐屯地司令)	連隊第3科	留萌市緑ヶ丘町1-6	0164-42-2655 内線230 (当直302)	留萌振興局	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、初山別村、天塩町
	第4特科群長(上富良野駐屯地司令)	群第3科	空知郡上富良野町南町4丁目	0167-45-3101 内線230 (当直301)	上川総合振興局	富良野市、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
第5旅団	第5旅団長	第3部防衛班	帯広市南町7線31番地	0155-48-5121 内線2237 (当直2303)	オホーツク、十勝、釧路、根室の各総合振興局又は振興局	第5旅団地区全域
	第6普通科連隊長(美幌駐屯地司令)	連隊第3科	網走郡美幌町字田中	0152-73-2114 内線235 (当直302)	オホーツク総合振興局	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町
	第27普通科連隊長(釧路駐屯地司令)	連隊第3科	釧路郡釧路町字別保112	0154-40-2011 内線235 (当直302)	釧路総合振興局、根室振興局	釧路市、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、白糠町、釧路町、鶴居村、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
	第5戦車隊長(鹿追駐屯地司令)	第3科	河東郡鹿追町笹川北12線10番地	0156-66-2211 内線235 (当直302)	十勝総合振興局	清水町、新得町、鹿追町、士幌町、上士幌町
	第5偵察隊長(別海駐屯地司令)	司令職務室	野付郡別海町西春別42-1	01537-7-2231 内線206 (当直302)	釧路総合振興局	

1 陸上自衛隊（つづき）

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第7師団地区	第7師団長	第3部防衛班	千歳市祝梅1016	0123-23-5131 内線2275 (当直2208)	石狩、胆振、空知、日高の各総合振興局又は振興局	第7師団地区全域
	第72戦車連隊長(北恵庭駐屯地司令)	連隊第3科	恵庭市柏木531	0123-32-2101 内線235 (当直300)	石狩振興局	恵庭市、北広島市
	第7高射特科連隊長(静内駐屯地司令)	連隊第3科	日高郡新ひだか町静内浦和125	0146-44-2121 内線230 (当直223)	日高振興局	新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町
	第13施設群長(幌別駐屯地司令)	隊第3科	登別市緑町3丁目1	0143-85-2011 内線230 (当直302)	胆振総合振興局	
	安平弾薬支処長(安平駐屯地司令)	支処総務	勇払郡安平町字安平番外地	01452-3-2231 内線210 (当直302)	胆振総合振興局	
	白老弾薬支処長(白老駐屯地司令)	支処総務	白老郡白老町字白老782-1	0144-82-2107 内線210 (当直302)	胆振総合振興局	
第11旅団地区	第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線2136 (当直2300)	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局	第11旅団地区全域
	第10普通科連隊長(滝川駐屯地司令)	連隊第3科	滝川市泉町236	0125-22-2141 内線230 (当直302)	空知総合振興局	芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町、奈井江町、上砂川町、石狩市、当別町
	第28普通科連隊長(函館駐屯地司令)	連隊第3科	函館市広野町6-18	0138-51-9171 内線239 (当直302)	渡島総合振興局、檜山振興局	函館市、松前町、福島町、木古内町、北斗市、七飯町、森町、八雲町、長万部町、知内町、鹿部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町
	北部方面対舟艇対戦車隊長(倶知安駐屯地司令)	運用訓練	虻田郡倶知安町字高砂232-2	0136-22-1195 内線225 (当直302)	後志総合振興局	倶知安町、京極町、喜茂別町、ニセコ町、蘭越町、留寿都村、真狩村
	第12施設群長(岩見沢駐屯地司令)	群第3科	岩見沢市日の出4丁目313	0126-22-1001 内線232 (当直301)	空知総合振興局	岩見沢市、三笠市
	第2地対艦ミサイル連隊長(美唄駐屯地司令)	連隊第3科	美唄市字美唄1536-1	0126-62-7141 内線238 (当直302)	空知総合振興局	美唄市、月形町

1 陸上自衛隊（つづき）

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
その他の	第 1 特 科 団 長 (北千歳駐屯地司令)	団第3科	千歳市北信濃	0123-23-2106 内線239 (当直302)	石狩振興局	
	第 3 施 設 団 長 (南恵庭駐屯地司令)	団第3科	恵庭市恵南63	0123-32-3101 内線232 (当直301)	石狩振興局	
	北 部 方 面 航 空 隊長(丘珠駐屯地司令)	隊第3科	札幌市東区丘珠161	011-781-8321 内線203 (当直301)	石狩振興局	
	北海道補給処長 (島松駐屯地司令)	装 備 計 画 部企画課	恵庭市西島松308	0123-36-8611 内線5412 (当直5301)	石狩振興局	

2 海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
大湊地方総監	防衛部3室	むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線2224 (当直2222)	北海道	北海道全域
函館基地隊司令	警備科	函館市大町10-3	0138-23-4241 内線224 (当直300)	北海道	北海道全域

3 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市後久保125-7	0176-53-4121 内線2353 (当直3901)	北海道	北海道全域
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231 (当直3800)	北海道	北海道全域

第30節 防災ボランティアとの連携計画

地震・津波による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携に関する計画は、次のとおりである。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

道、市町村及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

道、市町村及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市町村及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市町村及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

災害救助法による救助の実施は、知事（総合振興局長又は振興局長）が行う。

ただし、市町村長は知事からの救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの責任と判断において実施する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

適用基準				適用
被害区分 市町村の人口	市町村単 独の場合	相当広範 な場合 (約2,500 世帯以上)	被害が全道にわ たり、12,000世 帯以上の住家が 滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものである。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものである。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世帯数	住家滅失 世帯数		
5,000人未満	30	15	市町村の被害 状況が特に救 助を必要とす る状態にある と認められた とき。	
5,000人以上 15,000人未満	40	20		
15,000人以上 30,000人未満	50	25		
30,000人以上 50,000人未満	60	30		
50,000人以上 100,000人未満	80	40		
100,000人以上 300,000人未満	100	50		
300,000人以上	150	75		

第3 災害救助法の適用手続き

1 市町村

- (1) 市町村長は、当該市町村における災害が災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を該当市町村の区域を所管する総合振興局長又は振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市町村長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長又は振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

2 北海道

総合振興局長又は振興局長は、市町村長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、総合振興局長又は振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、総合振興局長又は振興局長を経由して、当該市町村に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第4 救助の実施と種類

知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（但し、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（但し、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	1か月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
遺体の搜索	10日以内	市町村
遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市町村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 空港施設災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね別表（資料編9－2 「事業別国庫負担等一覧」）表4-2-1のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び市町村は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 北海道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

2 市町村

- (1) 市町村は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 消防機関

- (1) 市町村長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することには被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 市町村長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するこ

とができる。

- (4) 市町村長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 市町村長は、(2) の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のヌ）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、道及び市町村並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

1 実施計画

- (1) 一般住宅復興資金の確保
- 道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。
- (2) 中小企業等金融対策
- 道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。
- (3) 農林水産業等金融対策
- 道は、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。
- (4) 福祉関係資金の貸付け等
- 道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。
- (5) 被災者生活再建支援金
- 道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

市町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

(6) その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

2 財政対策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び市町村が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。
- (2) 道及び市町村並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、道、市町村等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第4 災害義援金の募集及び配分

道民、他都府県民、企業等からの被災者への災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、募集については北海道災害義援金募集委員会、配分については北海道災害義援金配分委員会がこれに当たる。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則(別記)の定めるところによる。

別記

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2項及び北海道地域防計画第4章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」 本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定

(昭和34年9月1日 甲 北海道知事 乙 日赤北海道支部長)

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇 〇 災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金募集委員会とする。
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別
募集する義援金は原則として現金とする。
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。
ただし、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においても、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヶ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費
各構成団体が義援金を募集するに当たって必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

別記

北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第32節災害義援金募集(配分)計画に基づき北海道における災害義援金の募集並びに配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めたとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長に事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金配分要綱名
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。
- 2 実施主体
北海道災害義援金配分委員会とする。
(事務局:北海道保健福祉部福祉局地域福祉課)
- 3 構成団体
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨
都度委員会において定める。
- 5 配分方法
北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金(預金利子を含む)は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- 6 広報・周知
義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。
- 7 経費
各構成団体が義援金の配分結果について公表する諸経費については、その団体が負担する。
(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。
- 8 その他
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

表5-1-1 本道の推進地域

（平成18年4月3日・内閣府告示第58号）

函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、厚真町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町



第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本道の地域に係る地震防災に関し、道、指定地方行政機関、道内市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本道の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第4節第2「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝・千島海溝周辺で発生する大規模な地震のうち、過去に繰り返し発生していることから、近い将来発生する可能性が高く、北海道に著しい被害を生ずるおそれのある地震として想定した、色丹島沖の地震、根室沖・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、500年間隔地震、三陸沖北部の地震の5つの地震は、いずれもM8クラスの大地震であり、津波被害が著しい。

このうち、根室沖・釧路沖の地震は切迫性が高いとされており、500年間隔地震はある程度の切迫性を有している可能性があるとされている。

また、東日本大震災を踏まえ、道は、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな浸水予測を行った。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が実施した津波浸水予測・被害想定調査結果（H16～H18）等に基づく被害の特性は、次のとおりである。

1 津波による被害

- (1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、500年間隔地震による津波被害が最大で、建物被害は構造物の効果が無い場合で最大全壊棟数約4,500棟、人的被害は冬期に避難意識の低い場合で、最大死者数約900人に及ぶ。
- (2) 想定される地震の震源は陸域から遠く、津波が到達するまで比較的猶予があるため、迅速かつ確かな避難行動の実現により、被害を大きく軽減させることができる。

津波第一波のピークとなる津波到達時間は、いずれの想定地震でも20分以上と予測され、早いところで30分前後の地域が多いと予測される。ただし、20cmの水位変動時点である津波影響開始時間で見ると、十勝沖・釧路沖の地震や500年間隔地震では、地域によって10分未満と予測され、留意を要する。

500年間隔地震における津波による人的被害では、避難意識が低い場合には死者約900人であるのに対して、いち早い避難行動が期待される避難意識が高い場合には死者約110人に減少する。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での被害は、十勝沖・釧路沖の地震が最大で、中央防災会議の被害想定（H18）では全壊棟数約1,900棟、死者約10人が予測されているほか、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟数も1,300棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏18時に発生した場合の焼失棟数は約1,300棟であるのに対し、冬18時に発生した場合の焼失棟数は約14,000棟となる。

4 孤立集落発生の可能性

津波等により、沿岸部を中心に孤立集落が発生する可能性がある。

内閣府の調査結果によると、本道の推進地域に存する漁業集落約200のうち、津波浸水等により孤立する可能性のある集落は約80に及んでいる。

5 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、

その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

知事は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下本節以降において「海溝型地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに北海道災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、基本法、北海道災害対策本部条例及び北海道災害対策本部運営規程に定めるところによるほか、第3章第1節第1「災害対策組織」に準ずる。

第3 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

知事又は各部局長、総合振興局長又は振興局長等は、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとし、配備基準等については、第3章第1節第2「道職員の動員配備」に準ずる。

2 自主参集

職員は、海溝型地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第4 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織及び動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における海溝型地震発生時の防災組織及び動員体制については、各機関が定めるところによる。

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 地震、津波情報の伝達

海溝型地震発生時の地震及び津波に関する情報の伝達については、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震、津波情報の伝達計画」に準ずる。

2 災害情報等の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、それぞれが有する情報組織及び通信機器等を全面的に活用し、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集し、又は伝達することとする。

特に市町村は、避難勧告・大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の沿岸部住民等への迅速かつ確実な伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、多様な手段の整備に努めるものとする。

災害時の通信手段の確保その他の災害情報等の収集、伝達については、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第3節「災害情報等の収集、伝達計画」に準ずる。

(2) 避難のための勧告及び指示

ア 市町村長

(ア) 沿岸市町村長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、

海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 沿岸市町村は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、沿岸市町村長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう勧告又は指示を行うものとする。

(ウ) 避難の勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により市町村長が避難のための勧告又は指示に関する措置ができない場合は、当該市町村長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官又は海上保安官

市町村長から要請があったとき又は市町村長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。通知を受けた市町村長は、その旨を総合振興局長又は振興局長に報告する。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にな
いときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

- (3) このほか、地震発生時の避難勧告等の伝達方法等については、第3章第5節「避難対策計画」及び同第8節「津波災害応急対策計画」に準ずる。

3 施設の緊急点検・巡視

道及び市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

4 二次災害の防止

- (1) 道及び市町村は、地震・津波による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。
- (2) 道は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。
- (3) 第一管区海上保安本部、道及び市町村等は、津波に伴う物資等の散乱・漂流による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。
- (4) 二次災害の防止に係る活動に当たっては、要員の安全確保に配慮するものとする。

5 救助・救急・消火・医療活動

- (1) 海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては、被災地への応急対策活動に時間を要する可能性があることを踏まえ、道、市町村をはじめ防災関係機関等が全力を挙げて対応するのはもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても可能な限り人命救助、出火防止及び初期消火、延焼防止に努めるものとする。
- (2) 市町村（消防機関）、北海道警察などをはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に、迅速な救助活動を実施するものとする。
- (3) 道、市町村、日本赤十字社北海道支部、医療機関、医療関係団体等は、相互の連携の下に、迅速かつ円滑な医療救護活動を実施するものとする。
- (4) 市町村（消防機関）は、必要に応じ他の消防機関等との相互応援協力を得るなどして、消防力を結集し、その全機能を挙げて消防活動を実施するものとする。
- (5) このほか、救助・救急・消火・医療活動については、第3章第6節「救助救出計画」、同第7節「地震火災等対策計画」及び同第18節「医療救護計画」に準ずる。

6 物資調達

- (1) 道は、発災後適切な時期において、道が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。
- (2) 道は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあわせ調整を実施する。
- (3) 道は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、道内で不足する物資の数量について把握し、被災の状況を勘案し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。
- (4) このほか、物資調達については、第2章第5節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、第3章第13節「食料供給計画」、同第14節「給水計画」及び同第15節「衣料・生活必需物資供給計画」に準ずる。

7 輸送活動

輸送活動については、第3章第11節「輸送計画」に定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3章第19節「防疫計画」、同第20節「廃棄物処理等計画」及び同第26節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 市町村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 市町村は、道に対して市町村内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
- (3) 道は、市町村等における必要な物資等の確保状況を把握し、市町村等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため道が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

2 人員の配備

道は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置を取るものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 広域応援

- (1) 道が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。
 - ア 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（平成7年10月）
 - イ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月）
- (2) 道は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

2 自衛隊派遣要請

知事は、必要があるときは、防衛大臣又は指定部隊等の長に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

3 緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の受入れ

道は、災害が発生し、他の都府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関及び警察庁（北海道警察本部）と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等、受入体制を確保するように努めるものとする。

4 広域応援対策

上記のほか、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請、緊急消防援助隊の応援要請、警察災害派遣隊の援助要求などについては、第3章第28節「広域応援・受援計画」及び同第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に準ずる。

第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。

また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。

- 3 道及び市町村等は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

- 4 道及び市町村は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第10節「津波災害予防計画」に準ずる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第4節第1の1及び2のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- 1 道及び市町村は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。

また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。

- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

- 3 市町村は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

- 4 第一海上保安本部、道及び市町村は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

- 5 道、市町村及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

第3 避難対策等

1 道の措置

- (1) 道は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力するものとする。

なお、この場合、要配慮者に対する支援や出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

ア 避難路となる道路のうち道が管理するものについて、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置

イ 第7の2(2)に定めるところにより、道の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

ウ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を受け入れる施設のうち道が管理するものについて、受入れする者の救護のため必要な措置

(2) 道は、災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。

2 避難対象地区の指定

(1) 市町村は、過去の津波被害の履歴や道等が作成した津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図における浸水する陸域の範囲等を基本として、海溝型地震が発生した場合において、津波により避難が必要になることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を指定するものとする。

(2) 道は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、津波浸水予測図又は津波浸水想定区域図を作成・公開するなどして、市町村による避難対象地区の指定をはじめとする避難対策を支援、道民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

3 避難の確保

(1) 避難計画の作成

道は、津波避難計画策定指針（資料編9－11参照）を示し、市町村は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画津波対策編等（全体計画・地域計画）の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

市町村は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難の勧告又は指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）

(2) 市町村は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(3) 市町村は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難の勧告・指示の発令

市町村長は、次の点に留意し、発令基準を定め、第4節第1の2の(2)により、適切に避難の勧告及び指示を行うものとする。

（参考：「避難勧告等の判断伝達マニュアル」【北海道作成】資料編9－9参照）

- ア 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合
- イ 強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき
- ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(6) 避難場所の指定

- ア 市町村は、耐震性に配慮し、原則として要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。
- イ 市町村は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するいわゆる津波避難ビルの活用、人工高台の整備等を進めるものとする。

(7) 避難場所の維持・運営

- ア 市町村は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- イ 市町村は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期の暖房等の避難生活環境の確保について配慮するものとする。
- ウ 避難した居住者等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力する。

4 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 市町村が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 受入施設への受入れ
- イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 市町村はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

5 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 市町村は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、市町村長より避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市町村は、自主防災組織を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 海溝型地震が発生した場合、市町村は(1)に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

6 避難誘導等

- (1) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市町村災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等

の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

- (2) 市町村は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (3) 市町村は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。
また、津波注意、指定緊急避難場所及び津波避難ビルを示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。
- (4) 市町村は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市町村は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

7 意識の普及啓発等

道及び市町村は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、第2章第8節「避難体制整備計画」、同第9節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、同第10節「津波災害予防計画」、同第16節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第5節「避難対策計画」、同第8節「津波災害応急対策計画」、同9節「災害警備計画」に準ずる。

第4 消防機関等の活動

1 市町村の措置

市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保 等

2 道の措置

道は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 海溝型地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 海溝型地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、道が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握等

3 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 電気事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、大津波警報（特別警報）・津

波警報・津波注意報の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、冬期においても確実に電力が供給できるよう、また、機能が停止した場合でも早期に復旧できるよう、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーを切る操作等の措置に関する広報を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

- (1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓の閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社N T T ドコモ北海道支社が行う措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 放送事業者は、道、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難勧告・指示等について市町村から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難勧告・指示等の情報伝達に努めるものとする。
- (4) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。
- (5) 指定公共機関日本放送協会札幌放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (6) 指定地方公共機関北海道放送株式会社、同札幌テレビ放送株式会社、同北海道テレビ株式会社、同北海道文化放送株式会社、同株式会社テレビ北海道、同株式会社エフエム北海道、同株式会社エフエムノースウェーブが行う措置は、別に定めるところによる。

6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章第17節「生活関連施設対策計画」に準ずる。

第6 交通対策

1 道路

- (1) 北海道公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- (2) 道路管理者は、避難場所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要

な措置を講ずるものとする。

2 海上及び航空

- (1) 第一管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知するものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

4 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

5 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第3章第8節「津波災害応急対策計画」、同第9節「災害警備計画」及び同第10節「交通応急対策計画」に準ずる。

第7 道自らが管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

道が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

- (ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を考慮すること。
- (イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。
- (ウ) 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

- ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
 - イ 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、次の措置
 - (7) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (4) 特別支援学校など当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
 - (9) 市町村から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等
 - ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又は災害対策地方本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - また、災害対策本部等を道が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。
- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 道は、道有施設が市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所となっている場合、それぞれの施設の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 道は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、道有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

4 市町村が管理又は運営する施設に関する対策

市町村が自ら管理又は運営する施設に関する対策については、上記1～3に準ずる。

第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 道、市町村は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材
- (17) 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地等

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

- (1) 道及び市町村は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

- (2) 道及び市町村は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、平成27年度までのできるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに、避難場所・避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、平成27年度までの速やかな完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 道、市町村及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道、港湾、空港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (2) 道、市町村及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 道、市町村、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 道、市町村及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 長周期地震動への対応等

- (1) 道、市町村及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。
- (2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第13節「建築物等災害予防計画」に準ずる

第7節 防災訓練計画

第1 道、市町村及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 道、市町村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 道は、市町村、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して津波警報等伝達訓練など、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
 - (4) 水門、陸閘等の締切操作訓練
- 5 道は、市町村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。
- 6 市町村は、道、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 7 沿岸市町村における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 8 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 9 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。

また、道、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

このほか、防災訓練の実施については、第2章第4節「防災訓練計画」に準ずる。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

道は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 職員に対する教育

- 1 道、市町村及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (4) 職員等が果たすべき役割
 - (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 道は、市町村と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、市町村等が行う住民等に対する教育・広報に関し必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合に出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
 - (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 3 道及び市町村並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童、生徒等に対する教育・広報

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。
 - (1) 過去の地震及び津波災害の実態
 - (2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性
 - (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
 - (4) 地域における地震・津波防災の取組 等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

道、市町村は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、市町村が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

道、市町村、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等

道及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「道民の心構え」及び同第3節「地震、津波に関する防災知識の普及・啓発」に準ずる。

第9節 地域防災力の向上に関する計画

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、住民自ら可能な防災対策を実践することに加え、地域住民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 住民の防災対策

- 1 道民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 道民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の道民の心得等については、第2章第1節「道民の心構え」に定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 道民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 道は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、市町村の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- 4 このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に準ずる。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、市町村、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。